第 2 部

平成29年度において ものづくり基盤技術の 振興に関して講じた施策

はじめに

政府は、2013年12月に「産業競争力強化法」を成立させ、アベノミクスの第三の矢である「日本再興戦略」(2013年6月14日閣議決定)に基づき、我が国の「強い経済」を取り戻すべく各種施策に取り組んでいるところである。

以下では、2017年度においてものづくり基盤技術の振興に関して講じた施策を報告する(経済産業省、文部科学省、厚生労働省の省庁連携施策には小見出しに連携省庁を記載する)。

第1章

ものづくり基盤技術の研究開発に関する事項

第1節 ものづくり基盤技術に関する研究開発の推進等

1 ものづくり基盤技術に関する研究開発の実施及びその普及

(1) 研究開発税制等の推進

①研究開発税制

(ア) 試験研究費の定義

2017年度から、研究開発税制の支援対象となる試験研究費の範囲について、これまでの製造業による「モノ作り」の研究開発に加えて、ビッグデータ等を活用した第4次産業革命型の「サービス」の開発を新たに追加する措置を講じた。

(イ) 試験研究費の総額に係る税額控除制度(総額型)

2017年度から、総額型(税額控除の上限は法人税額の25%を限度)に投資増加インセンティブを組み込み、試験研究費の増減割合に応じて控除率を6~14%とする仕組みを導入するとともに、試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合には、その割合に応じて、税額控除の上限を最大10%上乗せする措置を講じた(ただし、試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の上乗せ措置については、下記(オ)との選択適用。また、控除率10%超の部分及び当該上乗せ措置については、2018年度までの時限措置。)。

(ウ)特別試験研究費税額控除制度(オープンイノベーション型)

2017年度から、特別試験研究費税額控除制度(国の研究機関、大学その他の者との共同研究及び国の研究機関、大学、中小企業者への委託研究等に要する費用について、20%又は30%を控除できる制度(税額控除の上限は法人税額の5%を限度))について、手続要件を企業実務に合わせて緩和する措置等を講じた。

(工) 中小企業技術基盤強化税制

2017年度から、中小企業向け支援を強化するため、従来の控除率 12%・税額控除の上限は法人税額の 25%を維持した上で、試験研究費が5%超増加した場合には、控除率を最大で17%・税額控除の上限を10%上乗せする措置を講じた(ただし、試験研究費が5%超増加した場合の上乗せ措置については、上記(イ)の上乗せ措置、下記(オ)との選択適用。また、当該上乗せ措置については、2018年度までの時限措置。)。

(オ) 試験研究費の額が平均売上金額の 10% を超える場合の税額控除制度

試験研究費の額が平均売上金額の 10%相当額を超える場合に、その超過額に一定の割合を乗じた額を控除できる制度(税額控除の上限は法人税額の 10%を限度)を引き続き講じた(ただし、上記(イ)・(エ)の上乗せ措置との選択適用。また、当該措置については、2018年度までの時限措置。)。

(2)ものづくり基盤技術の開発支援

① AIP: 人工知能/ビッグデータ/IOT/サイバーセキュリティ統合プロジェクト (85.6 億円) <内閣府、総務省、文科省、厚労省、農水省、経産省、国交省>

理化学研究所に設置した革新知能統合研究センター(AIP センター)において、革新的な人工知能基盤技術の構築や、再生医療、ものづくりなどの日本が強みを持つ分野をさらに発展させるため、また高齢者ヘルスケア、防災・減災、インフラの保守・管理技術などの我が国固有の社会的課題を解決するための人工知能等の基盤技術を実装した解析システムの研究開発を実施するとともに、科学技術振興機構(JST)において、人工知能等の分野における若手研究者の独創的な発想や、新たなイノベーションを切り開く挑戦的な研究課題に対する支援を一体的に推進している。

②未来開拓研究プロジェクト (95 億 20 百万円) <経産省、文科省>

研究開発プロジェクトが小粒化、近視眼化する傾向にあるなか、技術で勝ってビジネスでも勝てるよう、我が国が強みを持つ技術であり、かつ、我が国経済社会に大きなインパクトを与える、従来技術の延長線上にない開発リスクの高い技術を未来開拓研究に指定し、文部科学省等との緊密な連携の下、研究開発を推進している。

③研究成果展開事業(先端計測分析技術・機器開発プログラム) (国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数)

独創的な研究開発を支える基盤を整備するため、先端計測分析における革新的な要素技術開発、機器開発の推進及びこれまでの開発成果の活用・普及を促進した。

④ナノテクノロジープラットフォーム(15億84百万円)

ナノテクノロジーに関する最先端の研究設備とその活用のノウハウを有する機関が協力して、全国的な共用体制を構築する ことにより、産学官の利用者に対し、最先端設備の利用機会と 高度な技術支援を提供した。

⑤元素戦略プロジェクト<研究拠点形成型>(19 億 98 百万円) <経産省、文科省>

我が国の産業競争力強化に不可欠である希少元素(レアアース・レアメタル等)の革新的な代替材料を開発するため、物質中の元素機能の理論的解明から新材料の創製、特性評価までを密接な連携・協働の下で一体的に推進した。

⑥小型地球観測衛星の研究開発(1億70百万円)

大型衛星に劣らない機能・低コスト・短期の開発期間を実現 する高性能小型衛星を開発し、打上げ及び軌道上実証を行った。

①光・量子科学技術研究拠点形成に向けた基盤技術開発 (12億89百万円)

量子科学技術(光・量子技術)は、新たな価値創出のコアとなる強みを有し、超スマート社会(Society 5.0)を横断的に

発の

推進

支える基盤技術である。そのため、本事業では我が国の光・量子技術分野のポテンシャルと他分野のニーズとをつなげ、産学官の多様な研究者が連携・融合しながら光・量子技術の研究開発を進めるとともに、この分野を将来にわたって支える人材育成を推進した。

(3) 国家基幹技術の開発・利用によるものづくり基 盤の強化

①大型放射光施設 (SPring-8) の整備・共用 (99 億 9 百万円* 補正:3 億 34 百万円)

大型放射光施設(SPring-8)は光速近くまで加速した電子の進行方向を曲げたときに発生する極めて明るい光である「放射光」を用いて、物質の原子・分子レベルの構造や機能を解析可能な世界最高性能の研究基盤施設であり、環境・エネルギーや創薬など、我が国の経済成長を牽引する様々な分野で革新的な研究開発に貢献している。産業界の利用も含め、2017年度は年間 15,000 人以上が利用し約 2,000 件の課題に活用された。※ SPring-8及びSACLAで一体的に運用する経費を含む。

②X線自由電子レーザー施設(SACLA)の整備・共用 (70 億 19 百万円*)

X線自由電子レーザー施設(SACLA)は、レーザーと放射光の特長を併せ持った究極の光を発振し、原子レベルの超微細構造や化学反応の超高速動態・変化を瞬時に計測・分析する世界最先端の研究基盤施設である。本施設を広く研究者等の利用に供することにより、医薬品や燃料電池の開発、光合成のメカニズムの解明など、幅広い研究分野で革新的な成果を生み出すことが期待されている。2017年度は、電子ビームの振り分け運転による2本の硬X線FELビームラインの同時共用が世界で初めて開始されるなど、利用環境の整備も着実に進められた。※SPring-8及びSACLAで一体的に運用する経費を含む。

③大強度陽子加速器施設(J-PARC)の整備・共用 (175 億 75 百万円)

大強度陽子加速器施設 (J-PARC) は、世界最高レベルのビーム強度を持つ陽子加速器から生成される中性子やミュオン、ニュートリノ等を利用して、素粒子物理、生命科学、物質・材料科学技術など、様々な基礎研究や産業利用に貢献する施設である。産学官の研究者等に広く利用されており、2017年度は約4,000人を超える利用があり、約400件の課題に活用された。

④革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ (HPCI) の構築(126億93百万円 補正:4億80百万)

HPCI は、世界最高水準の計算性能を有するスーパーコンピュータ「京」を中核とし、国内の大学等のスーパーコンピュータやストレージを高速ネットワークでつなぎ、多様な利用者のニーズに対応する計算環境を提供するものであり、2012年9月末に共用を開始以降、「ものづくり」を含む様々な分野における研究開発で活用されている。例えば、自動車の開発などで従来行われている風洞実験では実現が難しい、高速走行時に車

両が蛇行した際の走行安全性をシミュレーションで実現することで、設計期間の短縮、コスト削減による産業競争力の強化への貢献が期待されている。

⑤ポスト「京」の開発(67億円)

最先端のスーパーコンピュータは、科学技術や産業の発展などで国の競争力を左右するため、各国が開発にしのぎを削っている。文部科学省では、我が国が直面する社会的・科学的課題の解決に貢献するため、2021年から2022年の運用開始を目標に、「京」の後継機であるポスト「京」を開発するプロジェクトを推進している。また、ものづくり・創薬・エネルギー分野等で用いるアプリケーションについても、システムとの協調的な開発に取り組んでいる。

⑥ AI 技術とものづくり技術の融合を目指した研究拠点の整備 (2016 年度第二次補正: 195 億円)

AI 技術と我が国の強みであるものづくり技術の融合を目指し、AI 技術の研究開発及び社会実装を加速化するため、国内外の叡智を集めた産学官一体の研究拠点の構築に取り組んでいる。具体的には、東京大学柏キャンパス、産業技術総合研究所臨海副都心センターにセンサー等の試作環境、工場等でのロボット利用の模擬環境、世界最高性能 AI サーバ等を整備する。2017年度は企業ニーズを踏まえた詳細設計を実施し、建設工事を実施した。また、AI サーバについて要求仕様を決定し、入札により調達事業者を決定した。

(4)提案公募型の技術開発支援

①中小企業技術革新制度

中小企業等経営強化法(平成 11 年法律第 18 号)に基づき、 新産業の創出につながる新技術開発のための特定補助金等の指 定及び特定補助金等における中小企業者向け支出の目標額の設 定、特定補助金等を利用して開発した成果の事業化支援措置等 の方針の作成により、国等の研究開発予算の中小企業者への提 供拡大及び技術開発成果の事業化を図った。

②戦略的基盤技術高度化支援事業(130.0 億円の内数)

我が国経済を牽引していく重要産業分野の競争力を支える特定ものづくり基盤技術の高度化等に向け、中小企業ものづくり高度化法の認定を受けた計画に基づき、中小企業・小規模事業者が産学官連携して行う製品化につながる可能性の高い研究・開発及び販路開拓への取組を支援することとし、2017年度は108件採択した。

③革新的ものづくり・商業・サービス開発支援事業(763.4 億円)

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を 創出するため、認定支援機関と連携して、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模 事業者の設備投資等を支援することとし 2017 年度は 6,157 件採択した。

④研究開発型スタートアップ支援事業 ((国研) 新エネルギー・ 産業技術総合開発機構運営費交付金の内数)

海外 VC の誘致や国内 VC 等の育成も含め、VC や事業会社

との連携を行う研究開発型スタートアップへの支援施策を行う こと等によって、我が国におけるベンチャー・エコシステムの 発展を図るとともに、オープンイノベーション推進に向けた取 組を実施した。

(5)オープンイノベーション拠点 TIAの取組 <経産省、文科省>

オープンイノベーション型の研究開発を加速させるため、(国研)産業技術総合研究所、(国研)物質・材料研究機構、筑波大学、高エネルギー加速器研究機構(KEK)及び(一社)日本経済団体連合会が連携して産学官連携集中拠点「TIAnano」を推進してきたところ、2016年4月からは、東京大学の参画を受け、名称を「TIA」に改称するとともに、取組の一層の推進を図った。また、民間企業がTIAを活用して、優れた性能を有する半導体の研究開発を行うなど、民間企業や大学等と連携網を広げ、産学官に開かれた研究開発拠点として、オープンイノベーションと人材育成を一体的に推進している。さらにナノテク若手研究人材のキャリアアップと流動性向上を図るために行っている人材育成事業(Nanotech CareerupAlliance:Nanotech CUPAL)では、研究開発の基盤要素技術の習得を目的に多様な実践トレーニングコース等を設置しており、2017年度は延べ2050名以上が参加した。

2 技術に関する研修及び相談・助言等

(1)(独)中小企業基盤整備機構における窓□相談・ 専門家派遣、人材・情報提供事業((独)中小企 業基盤整備機構交付金の内数)

(独)中小企業基盤整備機構では、中小企業支援の高度な専門性と知見を有する専門家等が、創業予定者や創業間もない企業、株式公開を目指している中小企業、経営革新や新事業開拓を目指している中小企業、その他経営課題の解決に取り組む中小企業等に対して、窓口相談及び専門家派遣等を通じて成長発展段階に応じたハンズオン支援を実施した。

(2) 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業 (54億82百万円の内数)

中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を配置し、一歩踏み込んだ専門的な助言を行うとともに、特に高度・専門的な経営課題に対応するために専門家派遣を実施した。

3 知的財産の取得・活用に関する支援

(1) 模倣品・海賊版対策について

①政府模倣品・海賊版対策総合窓口による対応

2004年8月に経済産業省に設置された一元的相談窓口において、権利者等からの模倣品・海賊版に関する相談や情報提供

を受け付け、関係省庁と連携して解決への対応を行うととも に、必要に応じて外国政府等への働きかけを実施した。

また、外国政府の制度・運用等の対応に問題があることにより、知的財産権に関し利益が適切に保護されていない事案がある場合、本窓口に対する申立に基づき日本政府が調査を行い、必要があれば、二国間協議等を実施する「知的財産権の海外における侵害状況調査制度」の運用を行っている。

②知的財産保護官民合同訪中代表団の派遣

産業界との連携の下、2016年11月には北京、2017年2月には広州に、官民合同訪中代表団(実務レベル)を派遣し、中国政府の知的財産保護担当部局に対して、法制度・運用の改善、地方レベルでの摘発強化等について要請を行い、情報共有等の両国間の連携を継続していくことを確認した。

(2) 知的資産経営の推進

我が国企業における自主的な知的資産経営報告書の作成による無形資産の「見える化」の促進に資するため、「知的資産経営 WEEK2016」の開催を支援し、各セミナー等において講演を通じ情報提供を行うことで知的資産経営の更なる普及・啓発を図った。

(3) 営業秘密管理に関する普及啓発

2015年に改正された不正競争防止法の施行を受けた営業秘密保護強化の一環として、都道府県警察の営業秘密保護対策官との連携、営業秘密侵害事犯の被害相談の指導、企業への周知活動を継続した。2017年度は、各地で警察庁・都道府県警察と共同の講演会を行う等、普及啓発においても連携を進めた。

また、官民の実務者間において企業情報の漏えいに関する最新の手口やその対応策に関する情報交換を緊密に行う場である「営業秘密官民フォーラム」の参加団体向けに、判例分析や逮捕情報等に関する情報を掲載した営業秘密に関するメールマガジン「営業秘密のツボ」を毎月配信している。

さらに、秘密情報の漏えいを未然に防止するための様々な対策をとりまとめた「秘密情報の保護ハンドブック〜企業価値向上に向けて〜」(2016年2月8日公表)やその簡易版となる小冊子「秘密情報の保護ハンドブックのてびき〜情報管理も企業力〜」(2016年12月公表)の周知活動をHPや講演等で引き続き行った。

(4) 知財権情報の活用・出願手続等に関する支援

①特許情報プラットフォーム (J-PlatPat) ((独) 工業所有権情報・研修館運営費交付金の内数)

特許情報を活用した効率的な先行技術調査及び技術開発等を促進するため、国内外で発行された約1億件以上の特許・実用新案、意匠及び商標に関する公報類及び審査・審判に関する経過の関連情報を特許情報プラットフォーム(Japan Platform for Patent Information、略称: J-PlatPat)よりインターネットを通じて無料で提供している。審査関連情報については、「ワ

発の

推 進

等

第

ン・ポータル・ドシエ(OPD) 照会 | を通じて、世界各国の 特許出願に関する情報を一括把握することが可能である。

2018年3月には、特許・実用新案検索機能において、外国 公報(米国・欧州・国際出願)の英語テキスト検索や、分類と キーワードを掛け合わせた検索等の機能を追加した。

②特許出願技術動向調査

企業や大学、公的研究機関における研究開発活動の検討や効 果的な出願戦略の構築のための資料、行政機関の科学技術政策 等の策定のための基礎資料を提供することを目的として、特許 出願技術動向の調査を行っている。2017年度は、12の技術 テーマについて調査を実施した。

(5)権利化に対する支援

①円滑な権利化に対する支援

中小企業の円滑な特許権取得を促進するため、特許法、産業 技術力強化法及び中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関 する法律(中小ものづくり高度化法)に基づき、一定の要件を 満たす中小企業を対象として、特許料(第1年分から第10年 分) 及び審査請求料の半額軽減措置を講じている。

また、2014年4月1日から、産業競争力強化法に基づき、 中小ベンチャー企業、小規模企業等を対象として、特許料(第 1年分から第10年分)及び審査請求料、PCT国際出願に係 る調査手数料及び送付手数料等を3分の1に軽減する措置を講 じている。^{注1} なお、中小企業による 2017 年度の軽減措置の 利用件数は35,743件であった。

②早期権利化に対する支援

これまでの特許制度を巡る情勢変化や新たな課題を踏まえ、 2023 年度までに特許の「権利化までの期間^{注2}」と「一次審 査通知までの期間」をそれぞれ、平均14か月以内、平均10 か月以内とするなど、「世界最速・最高品質の特許審査」の実 現を目指している。また、研究開発成果の早期活用、グローバ ルな経済活動等に対する支援を目的として、特許出願に対する 早期審査・早期審理を継続して実施した。加えて、地震により 被災した企業の企業活動に必要な技術を早期に保護し、活用可 能とするため、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適 用される地域(東京都を除く。)に住所又は居所を有する被災 した企業、個人等が簡便な手続で早期審査・早期審理を受けら れる「震災復興支援早期審査・早期審理」を実施している。

③世界で通用する安定した権利の設定に向けたインフラ整備

企業活動のグローバル化や事業形態の多様化に伴い、企業の 知的財産戦略も事業を起点としたものに移りつつある。そこで、 事業で活用される知的財産の包括的な取得を支援するために、 2013年4月から事業戦略対応まとめ審査を開始した。事業戦略 対応まとめ審査は、新規な事業や国際展開を見据えた事業に係る 製品・サービスを構成する複数の知的財産(特許・意匠・商標)

を対象として、事業説明を受けたうえで、分野横断的に一括して 審査を行うものである。これにより、企業の望むタイミングで、 企業の事業展開を支える知財網の形成が可能となる。

また、IoT 関連技術や AI 等の新たな技術の台頭に伴い、ソフ トウエア関連発明が多くの技術分野で創出されるようになり、 様々な技術分野の審査官やユーザーがソフトウエア関連発明に係 る審査基準等について十分理解する必要性が高まってきた。この ような状況を踏まえ、2018年3月にソフトウエア関連発明に係 る審査基準等について、基本的な考え方を変更せずに発明該当性 や進歩性に関する明確化を図った。

加えて、IoT を活用したビジネスが増加する中、2016年11 月、IoT 関連技術を網羅的に抽出可能な日本独自の特許分類 ZIT を世界に先駆けて新設し、付与を開始した。さらに、2017年4 月には、ユーザーの要望を受けて、ZIT を細展開し、ヘルスケア 用、製造業用等といった形で用途別に分類する新たな分類項目を 設立することで、用途別の IoT 関連技術の抽出が可能となった。

(6) 知的財産の戦略的な活用に対する支援

①知的財産に関するワンストップ相談窓口「知財総合支援窓口」((独) 工業所有権情報・研修館運営費交付金の内数)

「知的財産は敷居が高く相談に行きにくい」「どこへ相談に行 けばいいか分からない」という中小企業の声を踏まえ、2011年 度から、知的財産に関する悩みや課題に関する相談を一元的に 受け入れる「知財総合支援窓口」を47都道府県すべてに設置 し、様々な専門家のほか、自治体や商工会・商工会議所、よろ ず支援拠点等の支援機関等とも連携して知的財産のワンストッ プサービスを提供している。2016年度からは、事業の実施主 体を(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)とすることで、同 館の営業秘密・知財戦略相談窓口や海外展開知財支援窓口との 連携強化を図るほか、職務発明規程に関する支援を行う専門家 の更なる拡充、標準化に関するアドバイスを提供する日本規格 協会(JSA)との連携、地理的表示保護制度等の農林水産業に 係る知的財産の相談にも対応するなど、支援内容の一層の拡充 を図るとともに、支援対象を中堅企業まで拡大することにより支 援体制を強化した。2017年度の相談件数は95,257件であった。

②中小企業等外国出願支援事業(6億26百万円)

中小企業等による戦略的な外国出願を促進するため、都道府 県等中小企業支援センター等及び全国実施機関として(独)日 本貿易振興機構(ジェトロ)を通じて、外国への事業展開等を 計画している中小企業に対して、外国への出願に要する費用(外 国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等)の 一部を助成した。総支援件数は829件であった。

③中小企業等海外侵害対策支援事業(99百万円)

中小企業の海外での適時適切な知的財産権(特許権、実用新 案権、意匠権、商標権)の権利行使を支援するため、ジェトロ

²⁰¹⁴年4月1日から2018年3月31日までに特許の審査請求をした場合又はPCT 国際出願が受理された場合に限られる。

²⁰¹⁴年4月1日から2010年3月3日日本に任命社が省重開水をした場合スペテロー国際山脈が交達された場合に成りれる。 審査請求から一次審査又は一回目の日拒絶理由通知に対する出願人の応答(5度・補正)に対する二次審査で審査が終了するまでの平均期間を対象とする。なお、出願人が補正 して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く。 二次審査で審査が終了するまでの平均期間を対象とする。なお、出願人が補正等をすることに起因

を通じて、模倣品に関する調査から模倣品業者に対する警告・ 行政摘発手続までに要する費用を補助し、採択件数は 16 件で あった。また、海外で現地企業等から知的財産権侵害で訴えら れた場合の弁護士への相談費用や訴訟に要する費用を補助し、 採択件数は 1 件であった。さらに、海外で現地企業等から自社 のブランドの商標や地域団体商標を冒認出願された際の異議申 立や無効審判請求、取消審判請求等冒認商標を取り消すために 要する費用を補助し、採択件数は 25 件であった。

④海外知的財産プロデューサーによる支援((独)工業所有権 情報・研修館運営費交付金の内数)

海外での事業内容や海外展開先の状況・制度等に応じた知的 財産戦略策定等、海外における事業展開を知的財産活用の視点 から支援するため、海外での事業展開が期待される技術を有す る中小企業等に対して、知的財産マネジメントの専門家(海外 知的財産プロデューサー)を派遣している。

2017 年度は、6人の海外知的財産プロデューサーにより、 254 者(2018 年3月末現在)の支援を行った。

⑤開放特許情報データベースの提供((独)工業所有権情報・ 研修館運営費交付金の内数)

特許の活用を促進するため、大学・公的研究機関、企業等が保有する知的財産権で、他者にライセンス又は権利譲渡する意思のある特許(開放特許)の情報を、「開放特許情報データベース」において提供している(登録件数:約3万件(2018年3月末時点))。

⑥リサーチツール特許データベースの提供((独)工業所有権 情報・研修館運営費交付金の内数)

ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用を促進するため、大学・公的研究機関、企業等が保有するリサーチツール特許の情報を、「リサーチツール特許データベース」において提供している(登録件数:約400件(2018年3月末時点))。

4 戦略的な標準化・認証の推進

(1) 中堅・中小企業等における標準化の戦略的活用 の推進

「未来投資戦略 2017」(2017年6月9日閣議決定)、「知的財産推進計画 2017」(2017年5月16日知財戦略本部会合決定)に基づき、「新市場創造型標準化制度」を活用して中堅・中小企業から規格の提案のあった案件について、2017年度末時点で規格を11件策定した。さらに、自治体・産業振興機関、地域金融機関、大学・公的研究機関(パートナー機関)と一般財団法人日本規格協会が連携し、地域において標準化の戦略的活用に関する情報提供・助言等を行う「標準化活用支援パートナーシップ制度」のパートナー機関数を2017年度末時点で143機関に拡大した。また、同制度の下、中堅・中小企業等向けに、標準化に関する戦略的活用についてのセミナーを実施した(実績は、2017年度末時点で132件)。さらに、

独立行政法人日本貿易振興機構による「海外輸出に係る認証取得支援事業」において、欧州、インドネシア、ベトナム、タイに関する情報提供パンフレットを作成するとともに、2017年度末時点でセミナーを6回(国内5回、海外(タイ)1回)開催し、47件(34社)の個別相談に対応した。

(2) 戦略的な国際標準化の推進(40億00百万円)

我が国企業が有する優れた技術・製品を国内外に普及させるに当たっては、関連する国際標準を戦略的に策定することが重要である。そのため、先端医療機器、ロボット等の我が国が技術的優位を有する先端分野や、自動走行システム等の経済的波及効果の大きい社会システムに関連する分野において、国際標準原案の開発、当該原案の国際標準化機関への提案等を実施した。また、その過程で得られた知見をもとに普及を見据えた試験・認証基盤の構築等を実施した。

(3) 戦略的な JIS化の推進(5億90百万円)

① JIS の高機能化の促進

我が国の中堅・中小企業が保有する先端技術や我が国が強みをもつ高機能材料や製品について、それらの性能・品質を適切に評価できる試験方法や性能・特性に関する等級等を規定した JIS の開発を推進した。具体的には、遮熱性繊維製品等について JIS 原案の作成等を実施した。

②安心・安全など社会ニーズを踏まえた JIS 化の推進

消費者保護、高齢者・障害者配慮、環境への配慮など社会ニーズが高く安全・安心な社会形成に資する JIS の開発を推進した。具体的には、電気用品の安全性や案内用図記号等について JIS 原案の作成等を実施した。

(4)世界に通用する認証基盤の強化

我が国企業の海外展開の観点から戦略的に重要な分野について、認証又は試験の結果が国際的に認められる認証基盤を国内に整備するため、大型パワーコンディショナ及び大型蓄電池の試験・評価施設の整備を行い、2016年4月より運用を開始した。2017年度においては、大型パワーコンディショナで14件の共同研究/認証実験、大型蓄電池で88件の共同試験を実施した。また、両施設を活用し、我が国の国際競争力強化に資する試験手法及び国際標準開発を行った。

(5)アジア諸国等との協力関係強化

我が国企業のアジア諸国での事業展開及びアジア市場の獲得を促進するため、我が国が強みを持つ製品や技術が適正に評価される性能評価方法等の国際標準化について、アジア諸国の標準化機関と協力してワークショップ・セミナーを開催した。また、国際標準化分野での連携強化のため、ビルの省エネ・再エネ導入を目的にした、Zero Energy Building に関するガイドラインや評価方法の普及に資する研修を ASEAN 向けに実施した。さらに、国際標準化機構(ISO)、国際電気標準会議(IEC)

及び ASEAN 品質標準諮問委員会(ACCSQ)傘下の WG と連携し、アジア地域向けの標準化人材育成ワークショップを開催した。2017年7月には、韓国で北東アジア標準協力フォーラムを開催し、日中韓3か国の標準化機関や関係企業が集まり、国際標準化活動における協力分野について議論を行った。

(6)標準化人材の育成

①標準化資格制度の創設

日本規格協会(JSA)において、標準化や規格開発に関する専門知識を備えた人材を「規格開発エキスパート」として評価して登録する「標準化人材登録制度」を平成29年6月に創設。2017年3月末時点で規格開発エキスパート44名、規格開発エキスパート補5名を登録。

②大学等における標準化教育の推進

非常勤講師としての職員派遣等を通じた支援を実施するとともに、標準化教育のモデルカリキュラム及びファカルティ・ディベロプメント教材を開発し、全国の大学等における標準化講義のさらなる拡充を支援。

③若手育成のための国際標準化人材育成講座の実施

国際標準化実務の遂行能力に加え、グローバルに通用する交渉力及びマネジメント力を兼ね備えた人材を育成するため、日本規格協会(JSA)と連携して、ISO及びIECにおける標準化に携わる若手を対象とした「ISO/IEC 国際標準化人材育成講座」(通称ヤンプロ)を実施。2017年度には、2度に分けて同講座を実施し、計56名が受講した。また、このほかに、受講者同士のネットワークの維持、強化を図ることを目的とし

て、同講座の修了者を対象とした合同研修会を開催し、67名 が参加した。

5 科学技術イノベーション人材の育成・確保

(1) 卓越研究員事業(15億10百万円)

新たな研究領域に挑戦するような優秀な若手研究者に対し、 安定かつ自立して研究を推進できるような環境を実現するとと もに、全国の産学官の研究機関をフィールドとした新たなキャ リアパスを提示する取組を実施した。

(2)次世代アントレプレナー育成事業(EDGE-NEXT)(3億30百万円)

これまで各大学等で実施してきたアントレプレナー育成に係る取組の成果や知見を活用しつつ、人材育成プログラムへの受講生の拡大やロールモデル創出の加速に向けたプログラムの発展に取り組むことで、起業活動率の向上、アントレプレナーシップの醸成を目指し、我が国のベンチャー創出力を強化する取組を実施した。

(3)女性研究者への支援(10億88百万円)

研究と出産・育児・介護等との両立や、国内外で研鑽を積む機会の提供等による女性研究者の研究力向上を通じたリーダー育成を一体的に推進するなど、女性研究者の活躍促進を通じた研究環境のダイバーシティ実現に取り組む大学等を支援した。

第2節 ものづくり事業者と大学等の連携

1 大学等の能力を活用した研究開発の促進

(1) 大学発新産業創出プログラム(START)(国立研究 開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数)

起業前の段階から、公的資金と民間の事業化ノウハウ等を組み合わせることにより、成長性のある大学等発ベンチャーの創出を目指した支援を行った。

(2) 研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)(国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数)

大学等の研究成果の実用化促進のため、大学や公的研究機関等における有望なシーズ発掘から事業化に至るまで、切れ目なく支援をした。

(3) 産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム(OPERA)(国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数)

民間企業とのマッチングファンドにより、複数企業からなる

コンソーシアム型の連携による非競争領域における大型共同研究と博士課程学生等の人材育成、大学の産学連携システム改革等とを一体的に推進することで、我が国のオープンイノベーションを加速するための支援をした。

(4) 地域イノベーション・エコシステム形成プログラム(23億50百万円)

地域の成長に貢献しようとする地域大学に事業プロデュース チームを創設し、地域の競争力の源泉(コア技術等)を核に、 地域内外の人材や技術を取り込み、グローバル展開が可能な事 業化計画を策定し、リスクは高いが社会的インパクトが大きい 事業化プロジェクトを支援した。

(5) センター・オブ・イノベーション(COI) プログラム(国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数等)

大学や公的研究機関、企業等が集う、世界と戦える大規模産 学連携研究開発拠点を構築・運営し、社会実装を目指して産学協 働で研究開発を集中的に実施することで、革新的なイノベーショ ンの連続的な実現と、新産業の創出を目指す取組を推進した。

(6) 地域産学バリュープログラム(国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数)

マッチングプランナーが各地の企業の開発ニーズを把握し、その解決に向けて、全国の大学等発シーズと戦略的に結び付け、共同研究から事業化に係る展開等を支援するなど、高付加価値・競争力のある地域科学技術イノベーション創出を図った。

2 大学等の研究成果の利用の促進

(1) 知財活用支援事業(国立研究開発法人科学技術 振興機構運営費交付金の内数)

優れた研究成果の発掘、特許化の支援から、企業化開発に至るまでの一貫した取組を進めており、具体的には、大学等にお

ける研究成果の戦略的な海外特許取得の支援、大学等に散在している特許権等の集約・パッケージ化による活用促進、大学等の特許情報のインターネットでの無料提供(J-STORE)を実施するなど、大学等の知的財産の総合的活用を支援した。

(2) 産学連携知的財産アドバイザーによる支援((独) 工業所有権情報・研修館運営交付金の内数)

地方創生に資する大学等の活動を促進するため、事業化を目指す産学連携プロジェクトを展開する大学に知的財産の専門家である産学連携知的財産アドバイザーを派遣して知的財産マネジメントを支援する「産学連携知的財産アドバイザー派遣事業」を実施している。2017年度はプロジェクト支援型8幹事大学及びプロジェクト形成支援型4ネットワーク(計26大学)に産学連携知的財産アドバイザーを10名派遣した。

第2章

ものづくり労働者の確保等に関する事項

第1節 人材確保と雇用の安定

1 人材確保の支援

(1) ハローワークにおけるきめ細かなマッチング支援 ハローワークにおいては、わかりやすい求人票の作成に向け た助言・指導や、企業説明会・就職面接会の開催などに取り組 む等のきめ細かなマッチング支援を行っている。

(2) 職場定着支援助成金による職場定着の促進(107億30百万円)

雇用管理制度の導入などを通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主等に対して職場定着支援助成金の支給を行った。

2 景気循環に対応した雇用の維持・安定対策

(1) 労働移動支援助成金による失業なき労働移動の 実現(96億65百万円)

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対し、再就職を実現するための支援を職業紹介事業者に委託した 事業主や求職活動のための休暇を与えた事業主に対して費用の 一部を助成する労働移動支援助成金(再就職支援コース)の支 給を行った。

また、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者等を早期に雇い入れた事業主に対する労働移動支援助成金(早

期雇入れ支援コース)、受け入れた労働者に対して訓練(OJTを含む。)を行った事業主に対する労働移動支援助成金(人材育成支援コース)、移籍等により受入れた労働者に対して訓練(OJTを含む。)を行った事業主に対する労働移動支援助成金(移籍人材育成支援コース)の支給を行った。

さらに、中途採用者の能力評価、賃金、処遇の制度を整備した上で、中途採用者の採用を拡大させた事業主に対して労働移動支援助成金(中途採用拡大コース)の支給を行った。

なお、今後労働力人口の減少が見込まれる中で経済成長を 図っていくためには、労働生産性を高めていくことが不可欠で ある。このため、事業所における生産性向上の取組みを支援す るため、生産性を向上させた事業所が労働移動支援助成金等労 働関係助成金(一部)を利用する場合に、その助成額又は助成 率の割増等を行うこととした。

(2)雇用調整助成金による雇用の維持・安定 (79億52百万円)

景気の変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余 儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働 者の雇用維持を図った場合に、雇用調整助成金の支給を行った。

3 労働力需給調整機能の強化

(1) 雇用関係情報の積極的な提供等

ハローワークインターネットサービスにおいて、求人者の意 向を踏まえ求人企業名等を含む求人情報の提供を引き続き実施 している。

(2) 製造業の請負事業の適正化及び雇用管理改善の 推進(13百万円)

2007年6月に策定・公表した製造業の請負事業の雇用管理 の改善及び適正化の促進に取り組む「請負事業主及び発注者が 講ずべき措置に関するガイドライン」等を活用し、請負事業主 等に技術的助言を行うとともに、請負事業の適正化・雇用管理 改善に向けて自主的な取組を促進するための支援を実施するた め、請負事業の適正化及び雇用管理の改善に取り組む請負事業 主を認定する制度を実施した。

若年者の就業支援の推進及び職業意識の啓発

(1) 地域若者サポートステーション(38億38百万円) <厚労省、文科省>

若年無業者等の職業的自立を支援するため、地方公共団体と の協働により、地域の若者支援機関からなるネットワークを構 築・維持するとともに、その拠点となる地域若者サポートステー ションを設置し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な 相談や各種プログラムの実施など、多様な就労支援メニューを 提供する地域若者サポートステーション事業を 2006 年度に 創設した。

2017年度においては、これらの就労支援を全国 173 箇所 で実施するとともに、高校中退者等の支援を更に充実させるた め、学校等関係機関との連携を一層強化し、アウトリーチ(訪 問) 型等による切れ目ない就労支援を実施した。

(2) 新卒者等に対する就労支援(新卒応援ハローワーク) (89億18百万円)

大学院・大学・短大・高専・専修学校などの学生や既卒未就職 者を対象に専門的支援を行う新卒応援ハローワーク等において は、広域的な求人情報の提供や、就職支援セミナー・面接会を実 施した。また、学生や既卒者の支援を専門に行う相談員であるジョ

ブサポーターを新卒応援ハローワーク等に配置し、担当者制を基 本とした個別相談、求人の紹介等就職まで一貫した支援を行うと ともに、大学等との連携による学校への出張相談等を行った。さ らに、就職後の職場定着支援等の相談窓口を設置し、就職活動か ら、職場で活躍するまでの総合的なサポートを実施した。2017 年度においては、これらの就労支援を全国 57 箇所で実施した。

(3) フリーター等に対する就労支援(わかものハローワーク) (32億38百万円)

主に正社員就職経験が乏しいフリーター等を対象に、正社員 就職実現を目指した専門的支援を行うわかものハローワーク等 において、予約担当制によるきめ細かな職業相談・応募先企 業に応じた面接指導や応募書類作成・職業相談等を行った。 2017年度においては、これらの就労支援を全国 28 箇所のわ かものハローワーク等で実施した。

年齢にかかわりなく働ける社会の実現

(1) 高齢者雇用の促進(39億11百万円)

①高年齢者雇用確保措置の確実な実施

65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の措置を 事業主に義務付けた高年齢者雇用安定法に基づき、当該措置を 実施していない事業主に対して、ハローワークによる助言・指 導等を実施した。

② 65 歳超雇用推進助成金の活用促進

65 歳以上への定年引上げや66 歳以上の継続雇用制度の導 入等を行う事業主、高年齢者の雇用環境整備を行う事業主、 50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者の無期雇用への 転換を行う事業主に対して65歳超雇用推進助成金を支給した。

(2)高年齢者等の再就職支援の促進(747億75百万円)

60歳以上の求職者等をハローワーク等の紹介により継続し て雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して特定求職者 雇用開発助成金を支給した。

(3)地域における多様な働き手への支援(120億75百万円)

シルバー人材センターにおける定年退職後等の高年齢者への 多様な就業機会の拡大・会員拡大などの取組や育児支援の分野 など現役世代を支える取組を支援した。

第2節 職業能力の開発及び向上

生100年時代を見据えた労働者の職業能力の

2017年9月から、人生100年時代を見据えた経済・社会 システムを実現するための政策のグランドデザインに係る検討 を行うため、内閣総理大臣を議長とする人生 100 年時代構想 会議が開催されている。人生 100 年時代を見据えた労働者の

職業能力の開発・向上を促進するためには、労働者がキャリア プランを再設計し、リカレント教育を受け、新たなステージへ 進む一連のプロセスを総合的に支援することが重要である。こ れまでの人生 100 年時代構想会議では、労働者がキャリアコ ンサルティングを定期的に受けられる仕組みの普及、教育訓練 給付の拡充、多様なニーズに応える教育訓練プログラムの開 発、転職が不利にならない柔軟な労働市場や企業慣行の確立等 について議論がなされている。

引き続き、誰もが幾つになっても、新たな活躍の機会に挑戦できるような環境の整備について、人生 100 年時代構想会議における基本構想の取りまとめに向け、検討を進めていく。

2 ハロートレーニング (公的職業訓練) の推進

(1)公共職業訓練の推進

公共職業能力開発施設では、ものづくり分野を中心として、 離職者の再就職の支援や在職労働者のスキルアップ、高度な技 能者の養成、学卒者に対する長期間の訓練課程の実施に取り 組んでいる。このほか、都道府県が、株式会社、事業主団体 NPO などの民間教育訓練機関に委託する訓練により、地域や 産業界のニーズをとらえた職業訓練を提供した。

なお、公共職業能力開発施設として、職業能力開発校(2017年4月現在(以下、同じ。)150校)、職業能力開発短期大学校(14校)、職業能力大学校(10校)、職業能力開発総合大学校(1校)、職業能力開発促進センター(46か所)及び障害者職業能力開発校(19校)を設置している。

(2) 求職者支援制度の推進

非正規雇用の労働者など雇用保険を受給できない求職者に対するセーフティネットとして、無料の職業訓練の受講機会を提供し、一定の要件を満たす場合には職業訓練(求職者支援訓練)を受けることを容易にするための給付金を支給するなどして、その早期就職を支援する「求職者支援制度」を 2011 年 10 月から実施している。

求職者支援訓練には多くの職種に共通する基本的能力(例:パソコン操作能力など)を習得するための「基礎コース」と特定の職種(例:介護福祉など)の職務に必要な実践的能力を基本的能力から一括して習得するための「実践コース」がある。

(3) 生産性向上人材育成支援センターの取組

生産性向上人材育成支援センターは、中小企業等の労働生産性向上に向けた人材育成を支援することを目的として、中小企業等の労働者一人ひとりの生産性向上を支援するため、民間機関等を活用し、企業の生産性向上に必要な知識やスキル等の習得を図る生産性向上支援訓練を実施している。

(4) 職業訓練の質の向上

公共職業訓練と求職者支援訓練のうち、その約8割を担っている民間教育訓練機関の訓練の質の向上を図るため、厚生労働省では、「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」を2011年12月に策定し、その普及・定着に向けて、全国で同サービスガイドラインの研修を実施してきた。平成29年12月末現在で、総受講機関数は2,271機関となっている。

(5) 地域創生人材育成事業

人手不足分野を抱えている地域において、従来の公的職業訓練の枠組みでは対応できない、地域の創意工夫を活かした人材育成の取組を支援するため、「地域創生人材育成事業」を実施している。この事業は、都道府県から提案を受けた事業計画の中から効果が高いと見込まれる取組を選定し、新たな人材育成プログラムの開発を都道府県に委託して実施するものであり、2017年度は、新たな6県(福島県、茨城県、神奈川県、新潟県、滋賀県、島根県)を加え事業が実施されている。

3 事業主が行う職業能力開発の推進

(1) 事業主に対する助成金の支給

①人材開発支援助成金の活用促進(199億6百万円) <厚労省、経産省>

企業内における労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職業訓練などを計画に沿って実施した事業主に対して、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を支給した。

2015年4月より、製造業等の分野において厚生労働大臣の認定を受けた一定のOJT付き訓練(「ものづくり人材育成訓練」)を行う事業主及び事業主団体等に対する助成メニューを創設し、2016年4月より「特定分野認定実習併用職業訓練」として、引き続き助成している。また、「若者雇用促進法」に基づき、若者の採用・育成に積極的であり、若者の雇用管理の状況などが優良な企業として認定を受けた事業主に対して、さらに経費助成の助成率を引き上げる措置を講じた。

また、2016年10月より経済産業省と連携し、中小企業等の生産性向上のため、認定事業分野別経営力向上推進機関が事業分野別経営力向上推進業務として行う、事業分野別指針に定められた事項に関する研修を実施した場合を、当該助成金制度の対象として追加した。

2017年4月より、企業内における人材育成を引き続き効果的に推進し、労働生産性の一層の向上を図る観点から、助成対象コースを「特定訓練コース」、「一般訓練コース」、「キャリア形成支援制度導入コース」、「職業能力検定制度導入コース」の4コースに再編し、名称をキャリア形成促進助成金から人材開発支援助成金へ変更した。また、特定訓練コースにおける助成対象となる職業訓練は、いずれも訓練効果の高い職業訓練であることから、一層の活用促進を図るため、助成対象訓練時間の下限を10時間に引き下げた。さらに、特定訓練コースを活用する企業に対する年間の助成上限額を1,000万円に引き上げた。

また、企業における労働生産性の向上の取組みを支援するため、労働生産性が向上している場合には、助成率・助成額を引き上げることとした。

②キャリアアップ助成金(人材育成コース)の活用促進 (106億49百万円)

職業能力開発を通じたキャリアアップを目的として、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規

ŧ

雇用の労働者に対して職業訓練を行う事業主に訓練経費や訓練 期間中の賃金の一部を支給した。

(2) 認定職業訓練に対する支援(10億71百万円)

事業主や事業主の団体等が行う職業訓練のうち、教科、訓練期間、設備等が厚生労働省令で定める基準に適合して行われている認定職業訓練施設(全国 1,138 施設)について、国や都道府県が定める補助要件を満たす場合に、これを運営する中小企業事業主等に対して、国及び都道府県からその運営等に要する経費の一部について補助を行った。

(3) セルフ・キャリアドックの普及促進(36百万円)

労働者のキャリア形成における「気づき」を支援するため、 年齢、就業年数、役職等の節目において定期的にキャリアコン サルティングを受ける機会を設定する仕組みである「セルフ・ キャリアドック」を企業に広めることを目的に、導入モデルを 構築し、企業及びキャリアコンサルタント向けの導入マニュア ルを作成するとともに、周知を行った。

4 労働者の自発的な職業能力開発のための環境整備

(1)教育訓練給付制度(144億89百万円)<厚労省、 文科省、経産省>

労働者が自発的に職業能力開発に取り組むことを支援するため、労働者が自ら費用を負担して一定の教育訓練を受講し修了した場合に、労働者が負担した費用の一定割合を支給した。対

象となる教育訓練は、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要と認められるものを厚生労働大臣が指定しており、一般教育訓練11,299講座(2018年4月1日現在)、専門実践教育訓練2,133講座(2018年4月1日現在)を指定した。

また、雇用保険法等を改正し、2018年1月から、専門実践 教育訓練に係る教育訓練給付金の給付率を引き上げることとす る等、制度の拡充を行った。

(2) ジョブ・カード制度の推進(23億 98百万円) <厚労省、文科省、経産省>

ジョブ・カードは、2008年度からフリーターなどの非正規雇用労働者などの職業能力の向上などを通じて、雇用の安定化を図ることを目的として活用されてきた。さらに、個人のキャリアアップや多様な人材の円滑な就職等を促進するために「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」の機能を担うツールであることを明確にし、労働市場のインフラとして、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において一層活用されるよう、活用方法、様式等の見直しを行った。これを取りまとめた「新ジョブ・カード制度推進基本計画」に基づき、「ジョブ・カード制度総合サイト」の機能拡充等により、ジョブ・カードのさらなる普及促進を行った。

また、雇用型訓練、求職者支援訓練及び公共職業訓練(離職者訓練・学卒者訓練)においても、引き続き、ジョブ・カードが活用されており、2017年12月末現在のジョブ・カードの取得者数は1.894.533人となっている。

第3節 ものづくりに関する能力の適正な評価、労働条件の確保・改善

1 職業能力評価制度の整備

(1)技能検定制度の運用(24億53百万円)

技能検定制度は、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度であり、労働者の地位の向上を図ることを目的とした国家検定であり、機械加工、電子機器組立て等のものづくり産業に関係の深い職種を中心に 128 職種について実施している。

また、128 職種のうち 111 職種は都道府県知事が、17 職種は民間の指定試験機関が実施することとなっている(2018年4月1日現在)。

(2) 職業能力評価基準の整備(1億38百万円)

職業能力が適正に評価されるための社会基盤として、能力評価のいわば、"ものさし"、"共通言語"となるよう、職業能力評価基準の整備に取り組んでおり、これまでに、業種横断的な事務系 9 職種のほか、業種別のものとして電気機械器具製造業、自動車製造業等 55 業種の職業能力評価基準を策定した。

(3) 社内検定認定制度の推進(1億32百万円)

社内検定認定制度は、職業能力の開発及び向上と労働者の経済的社会的地位の向上に資するため、事業主等が、その事業に関連する職種について雇用する労働者の有する職業能力の程度を検定する制度であって、技能振興上奨励すべき一定の基準を満たすものを厚生労働大臣が認定する制度であり、2018年4月1日現在、49事業主等130職種が認定されている。

2 「ものづくり立国」の推進

(1) 各種技能競技大会等の実施

①各種技能競技大会等の推進(9億82百万円)

技能の素晴らしさ、重要性について若者を始めとした国民各層に深く浸透させるため、各種技能競技大会を開催した。そのうち最も規模の大きい技能五輪全国大会は、都道府県ごとに行われる地方大会で選抜された青年技能者(原則 23 歳以下)が参加して毎年開催しているが、2017年度(第55回技能五輪全国大会)は2017年11月24日から11月27日にかけて行われ、42職種に1,137名の青年技能者が参加した。

②卓越した技能者(現代の名工)の表彰制度(25百万円)

広く社会一般に技能尊重の気運を浸透させ、もって技能者の地位及び技能の向上を図るとともに、青少年が、その適性に応じ、誇りと技能を持って技能労働者となり、その職業に精進する気運を高めることを目的として、卓越した技能者(現代の名工)の表彰を実施しており、2017年度は2017年11月6日に表彰式を開催し、149名を表彰した。

なお、1967 年度に第1回の表彰が行われて以来、2017 年度の第51回の表彰までで、被表彰者は6,196 名となった。

(2)若年技能者人材育成支援等事業(33億76百万円) 〈厚労省、文科省〉

若年技能者の技能向上、若者が進んで技能者を目指す環境の整備等を目的として、2013年度に若年技能者人材育成支援等事業を創設した。

2017年度末までに、ものづくりに関して優れた技能や経験を有する9,624人を「ものづくりマイスター」として認定・登録した。「ものづくりマイスター」を企業、業界団体、教育訓練機関に派遣し、若年技能者等に対する実技指導を行った。

また、2017年度末までに、ITリテラシーの強化や、将来のIT人材育成に向けて、小学生から高校生にかけて段階的に情報技術に関する興味を喚起するとともに、情報技術を使いこなす職業能力を付与するため、情報技術関連の優れた技能をもつ技能者 206 人を「ITマスター」として認定・登録し、学校等に派遣した。

さらに、地域関係者の創意工夫による取組を一層推進することとし、地域における技能尊重気運の醸成を図った。

3 労働条件の確保・改善

(1) 労働条件の確保対策

労働基準監督署等において、製造業も含め、長時間労働の抑制や賃金不払事案の解消等の一般労働条件の確保・改善及び安全衛生の確保に的確に対応するとともに、解雇等の事案にも適切に対応した。

(2) 製造業の労働災害防止対策

機械災害は労働災害の約4分の1を占めており、死亡災害や後遺障害が残る重篤な災害も多いため、労働安全衛生規則による規制のほか、危険性の高い機械の種類ごとに構造規格や労働災害防止対策ガイドラインを作成するなどの個別対策を行っている。一方で、産業現場では新たな機械設備が導入されていることから、機械一般について、メーカー、ユーザーの両者が

製造段階及び使用段階で機械のリスクの低減を図ることを目的 とした「機械の包括的な安全基準に関する指針」(平成 13 年 6 月公表、同 19 年 7 月改正)の普及・定着を図っている。

また、電気・電子技術やコンピュータ技術の進歩に伴い、これら技術を活用することにより、機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)に対して高度かつ信頼性の高い制御が可能となってきている。従来の機械式の安全装置等に加え、新たに制御の機能を付加することによって、機械等の安全を確保する方策(機能安全)を労働安全衛生法令に位置づけることとし、機能安全において要求される事項を定めた「機能安全による機械等に係る安全確保に関する技術上の指針」(平成28年厚生労働省告示第353号)を制定した。併せて、機能安全に係る信頼性(安全度水準)が一定以上である自動制御装置を備えたボイラーについて、制御装置の点検の頻度を緩和するボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年9月30日労働省令第33号)の改正を行った(平成28年9月公布、同29年4月施行)。

さらに、いわゆる装置産業における高経年設備の劣化状況を 調査した結果をまとめたリーフレットを作成して、計画的な設 備の更新・補修を指導している。

本年、小型の移動式クレーンの転倒事故災害の防止を強化するため、つり上げ荷重3 t 未満の移動式クレーン等に定格荷重制限装置を備えることを義務づけること等を内容とする移動式クレーン構造規格(平成7年労働省告示第135号)の改正を行った(平成30年2月告示、同3月施行)。

(3) 製造業安全対策官民協議会

2017年3月、官民連携と経営層の参画の下、業種横断的に、現下の安全に関わる事業環境の変化の分析・共有と既存の安全対策の改善を検討するため、厚生労働省、経済産業省、中央労働災害防止協会及び製造業主要10団体で構成する「製造業安全対策官民協議会」が発足したところであり、製造業における安全対策の更なる強化にむけ、リスクアセスメントの有効性等に関する分析など、事業者の自主的な改善や新たな取組みを促進している。

(4) あんぜんプロジェクト等の推進

事業場等における安全活動の活性化のため、安全な職場づくりに熱心に取り組んでいる事業場等が国民や取引先に注目されるよう「あんぜんプロジェクト」を実施した。また、同プロジェクトの一環として、「『見える』安全活動コンクール」及び「職場見学会」を実施した。

第 1 節

第3章

ものづくり基盤産業の育成に関する事項

第1節 産業集積の推進等

1 新たな集積の促進又は既存集積の機能強化及び 新規産業等に係る支援機能の充実

(1) 伝統的工芸品産業の振興対策事業(10.6億円+ 13.5億円の内数)

伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき、(一財) 伝統的工芸品産業振興協会及び伝統的工芸品の各産地の特定製造協同組合等に対し、後継者育成事業や需要開拓事業等に対する補助を行った。また、伝統工芸や繊維等の産地への観光客誘致・海外販路開拓を後押しするため、各産地に外部人材等を招聘する取組に対する補助を行った。

(2) 地域中核企業創出・支援事業(25億円)

地域中核企業候補が新分野・新事業等に挑戦する取組を支援し、その成長を促すため、支援人材を活用して、全国大の外部リソース(大学、協力企業、金融機関等)とのネットワーク構築を支援した。また、地域中核企業の更なる成長のため、支援人材を活用して、事業化戦略の立案/販路開拓等をハンズオン支援した。さらに、国際市場に通用する事業化等に精通した専門家であるグローバル・コーディネーターを組織化した「グローバル・ネットワーク協議会」を活用し、グローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等を支援した。

(3) 地域イノベーション戦略支援プログラム(12億 46百万円) <文科省、経産省>

文部科学省、経済産業省、農林水産省及び総務省では、地域イノベーションの創出に向けた地域主導の優れた構想を効果的に支援するため、大学等の研究段階から事業化に至るまで連続的な展開ができるよう、4省が連携して支援するシステムを構築し、「地域イノベーション戦略推進地域」を共同で選定することとしている。2017年度現在、45地域を選定し、そのうち文部科学省では、当該地域のうち、地域イノベーション戦略の実現に大きく貢献すると認められる14地域に対して、「地域イノベーション戦略支援プログラム」として、知的財産の取得、人材育成等のソフト・ヒューマンについて重点的な支援を行っている。

(4) BOP/ボリュームゾーンビジネスの促進

BOP/ボリュームゾーン・ビジネスを推進するため、ジェトロでは、現地コーディネーターなどを活用し、個別企業の事業フェーズに応じた一貫した支援を実施した。また初のアフリカ地域の横断的な取り組みとしては、医療機器を切り口にケニ

ア、コートジボワール、南アフリカ、エジプト、モロッコより バイヤー等を招聘し国内で商談会を開催した。この他、ミャン マーへは農業ミッションの派遣や国内での商談会、インドでは e コマース上の試験販売等を実施した。

(5) インフラシステム輸出

官民一体でのインフラシステム輸出推進のため、2013年3月に設置された経協インフラ戦略会議を計6回(第30回~第35回)開催。地域別・分野別・横断的テーマについて議論を行い、5月には「インフラシステム輸出戦略」を改訂した。また、同戦略及び「未来投資戦略2017」(2017年6月9日閣議決定)に基づき、10月には電力分野、鉄道分野、情報通信分野の海外展開戦略を策定。国内・海外の市場動向や我が国の強み、競合国の動向等を踏まえ、我が国として注力するべき重点領域を整理し、今後の海外展開の取組の方向性を示した。

(6) レアアース・レアメタル対策 <経産省、文科省>

高付加価値産業に必要不可欠なレアアース・レアメタル対策については、特定供給国の政策に左右されない産業構造の確立を目指して、代替材料・使用量削減技術開発やリサイクル等を推進した。2012年度から実施している「次世代自動車向け高効率モーター用磁性材料開発」を新たに「輸送機器の抜本的な軽量化に資する新構造材料等の技術開発事業」と名称を変更し、モーターの高効率化・小型化を実現するため、従来以上に強力かつ希少金属の使用を大幅に削減した磁石材料の開発を行った。また、「高効率な資源循環システムを構築するためのリサイクル技術の研究開発事業」により、我が国の都市鉱山の有効利用を促進し、資源の安定供給および省資源・省エネルギー化を実現するため、廃製品・廃部品の自動選別技術及び高効率製錬技術の開発を行った。

さらに、消費国間の連携強化として、レアメタル主要消費国である日米欧の政策当局者及び技術専門家が、レアメタル供給を取り巻く世界的な問題について共通理解を深め、レアメタル代替技術やリサイクル技術などといった将来の安定供給を目指した情報交換を行うため、日米欧三極クリティカルマテリアル会合を毎年開催している。2017年度は10月に米国ピッツバーグにおいて第7回目の会合を開催した。

(7) 地域未来投資の活性化のための基盤強化事業 (2016年度補正: 10億円)

地域企業による IoT 関連技術の活用を促す環境を整え、地

域イノベーション創出のための新たな基盤を整備すること等を目的として、公設試験研究機関等に対する IoT 設備等の導入を支援した。

(8) 地域における中小企業の生産性向上のための共同 基盤事業(10億円)

地域の中小企業等の生産性向上を実現するため、公設試験研究機関等に対し、地域の複数の中小企業等による共同利用が込まれる高精度 3D プリンター等の先端的な設備の導入を支援した。

(9) 医療機器産業の振興

日本の優れた「ものづくり技術」を活用した医療機関等との「医工連携」による開発・事業化事業及び医療機器開発支援ネットワークを通じた医療機器開発・実用化並びに日本が強みを持つロボット技術や診断技術等を活用した世界最先端の医療機器の開発を推進した。また、開発の指針となる開発ガイドライン(手引き)の策定を実施した。

2 環境性能の高い製品の普及促進等

(1) 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、 燃料電池自動車等の導入促進(292億円)

運輸分野における二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図るため、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車、燃料電池自動車等を導入する者に対して補助を行った。2016年度は、例えば電気自動車については航続距離の向上を促進するなど、車種ごとの出口戦略を踏まえたスキームによる導入支援策を講じた。

また、電気自動車およびプラグインハイブリッド自動車の普

及に不可欠な充電インフラを整備するため、充電設備を設置する者に対して補助を行った。2016年度は、特に「道の駅」や「高速道路のサービスエリアやパーキングエリア」、「マンション」等への整備を進めた。

また、2014年12月に市場投入された燃料電池自動車の普及に向けて、2017年3月末までに約100か所の水素ステーションを整備し、燃料電池自動車や水素ステーションの低コスト化に向けた技術開発や規制の見直しなどを進めた。

(2) 自動車税の減免措置

環境性能に優れた自動車に対する軽課措置(グリーン化特例)について、2016年度税制改正において、燃費性能の向上に応じて対象を重点化しつつも、2015年度燃費基準の一部に対する軽減を維持した上で、1年間の延長を行った。(2016年4月から2017年3月末まで)。

(3) 住宅省エネリノベーション促進事業(672.6億円 の内数)

既存住宅の省エネ化を図るリノベーションを促進するため、 一定の省エネルギー性能を満たす高性能な断熱材や窓等を活用 した断熱改修に対する支援を行った。

(4) Jークレジット制度(3億80百万円)

Jークレジット制度は、中小企業等の省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入における温室効果ガスの排出削減量等をクレジットとして認証する制度である。本事業にて、クレジット創出・活用における中小企業等への手続支援等を実施することで、企業の温暖化対策取組として省エネルギー設備・再生可能エネルギー設備の導入等を促進した。

第2節 中小企業の育成

1 取引条件の改善

(1) 下請等中小企業の取引条件の改善

様々な業種の取引条件改善を目的とした対策パッケージ「未来志向型の取引慣行に向けて(世耕プラン)」(2016年9月公表)に基づき、2017年3月末までに自動車や電機・情報通信機器など8業種21団体において、取引適正化と付加価値向上に向けた「自主行動計画」が策定された。

2017年5月、中小企業庁において、自主行動計画のフォローアップ指針を発表し、この指針に基づき各団体においてフォローアップ調査を実施した。また、2017年4月より全国に80名規模の下請Gメンを配置し、年間2,500件以上の下請中小企業ヒアリング調査を実施した。2017年12月、各団体が実施した自主行動計画のフォローアップ調査結果及び下請Gメンによるヒアリング調査結果をとりまとめて公表した。両調査結果の突き合わせを行い、改善の動きが鈍い業種につい

ては、2018年1月以降、更なる取組を要請している。加えて、 自主行動計画の策定業種の拡大(機械製造業、流通業、警備業、 放送コンテンツ業)にも取り組んだ。

2015年12月から設置された「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」(計13回開催)同会議での決定事項等は、働き方改革を進める上での課題(長時間労働是正や生産性向上等)等を検討するため、2017年9月に設置された「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」に引き継がれ、同会議の下で引き続き、関係省庁が連携して取り組むこととなった。

(2) 下請代金支払遅延等防止法(下請代金法)

下請取引の適正化、下請事業者の利益保護のため、公正取引委員会と中小企業庁が密接な協力関係の下、下請代金法を執行した。公正取引委員会及び中小企業庁が親事業者等に対して書面調査等を実施するとともに、下請代金法違反事実に関する情

報提供・申告等を行うための「申告情報受付窓口」により、下 請代金法違反に関する情報収集を行い、下請代金法の厳格な運 用に努めた。

2017年11月、経済産業大臣および公正取引委員会委員長の連名で、親事業者(約21万社)および業界団体代表者(約650団体)に、下請取引の適正化等について要請文を発出した。

(3)下請中小企業振興法(下請振興法)

①振興基準

2016年12月に改正した下請中小企業振興法に基づく振興 基準の内容について、周知・浸透を図った。経済産業大臣名(他 省庁所管の業界については主務大臣との連名)で、業界団体代 表者(892団体)に、「振興基準」の遵守について要請文を発 出した。

②下請中小企業・小規模事業者の自立化支援事業(自立化補助金) (13.9 億円の内数)

下請振興法の認定を受けた計画の下で、連携グループがメンバー相互の経営資源を活用して行う自立化に向けた取組に対し、共同受注用のシステム構築、設備導入、展示会出展等に必要な経費の一部を補助した。

③下請中小企業・小規模事業者の自立化支援事業(新分野進出補助金)(13.9 億円の内数)

親事業者の生産拠点が閉鎖(予定も含む)された地域における下請中小企業等が行う、新分野への進出等による取引先の多様化のための設備導入・展示会出展等に必要な経費を一部補助した。

④政府系金融機関による融資

下請振興法に基づく計画の認定を受け、当該事業を行う中小企業に対し、(株)日本政策金融公庫による低利融資を行った。

(4) 下請取引適正化のための普及・啓発

①下請かけこみ寺(13.9 億円の内数)

全国 48 か所に設置した「下請かけこみ寺」において、中小 企業の取引に関する相談対応、裁判外紛争解決手続(ADR) を実施した。

②講習会、セミナーの開催等(13.9 億円の内数)

下請代金法の違反行為を未然に防止するため、親事業者の調達担当者等を対象として下請代金法や下請ガイドライン(自動車産業など17業種)の講習会を全国で開催した。また、広く下請代金法等の遵守を呼びかけるシンポジウム等を開催した。

(5) 取引あっせん、商談会による販路開拓支援

①取引あっせん事業(13.9億円の内数)

新たな取引先を開拓したい下請中小企業に対して、自社の希望する業種、設備、技術等の条件に合った受発注情報を紹介し、 きめ細かな取引のあっせんを行った。

また、下請中小企業の販路開拓を支援するために、インターネットを活用した「ビジネス・マッチング・ステーション

(BMS) (http://biz-match-station.zenkyo.or.jp/)」 により、受発注情報等の提供を行った。

②広域商談会開催事業(13.9億円の内数)

大企業の大規模な事業再構築の実施、倒産、天災等により影響を被る下請中小企業等を対象に、広域的に行う新たな販路開拓を支援するため、広域商談会を8会場で開催した。

2 中小企業の経営の革新及び創業促進

(1)経営革新の促進

経済的環境の変化に即応して中小企業が行う新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、経営の相当程度の向上を図る経営革新を支援するため、以下のような支援措置を行った。

①新事業活動促進資金 (財政投融資)

中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受け、 経営革新のための事業を行う個別の中小企業者、組合及び任意 グループに対し、株式会社日本政策金融公庫が融資を実施した。

②中小企業信用保険法の特例

中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受け、 当該事業を行う際の資金供給を円滑化するために、信用保証協 会において、中小企業信用保険法に規定する普通保険、無担保 保険及び特別小口保険等の特例による支援を実施した。

(2) 創業・ベンチャーの促進

①創業・第二創業促進補助金

新たに起業・創業を行う者に対して事業計画を募集し、計画 の実施に要する費用の一部を助成することで、地域需要を興す ビジネス等の支援を実施した。

②新創業融資制度(財政投融資)

株式会社日本政策金融公庫が、新たに事業を開始する者や事業を開始して間もない者に対し、無担保・無保証人で融資を実施した。

③創業者向け保証

民間金融機関による創業者への融資を後押しするため、信用 保証協会において、これから創業する者又は創業後5年未満の 者等を対象とする保証制度を実施した。

④ファンド出資事業

民間の投資会社が運営する投資ファンドについて、中小機構が出資(ファンド総額の1/2以内)を行うことで、民間資金の呼び水としてファンドの組成を促進し、創業又は成長初期の段階にあるベンチャー企業(中小企業)や新事業展開等により成長を目指す中小企業への投資機会の拡大を図る事業である。起業支援ファンドについては、累積ファンド出資数 100 件、累積投資額 1,273 億円、累積投資先企業数 2,532 社に至った(2017年3月末実績)。また、中小企業成長支援ファンドについては、累積ファンド出資数 94 件、累積投資額 3,261 億円、累積投資先企業数 1,174 社に至った(2017年3月末実

績)。また、「健康·医療事業分野投資促進出資事業」を活用し、 2017年9月までに中小企業成長支援ファンドを5件組成した。

⑤エンジェル税制

創業間もない中小企業への個人投資家(エンジェル)による 資金供給を促進するため、一定の要件を満たす中小企業に対し て、個人投資家が投資を行った時点と、当該株式を譲渡した時 点において所得税の優遇を受けることができる制度である。

⑥企業のベンチャー投資促進税制

企業が、産業競争力強化法に基づき経済産業大臣の認定を受けたベンチャーファンド(投資額の5割以上を地方に所在するベンチャー企業へ投資する場合に限る。)を通じてベンチャー企業に出資した場合に、その出資額の5割を限度として損失準備金を積み立て、損金算入することができる制度である。2017年末時点で、10ファンドが経済産業大臣の認定を受けており、認定ファンドを通じたベンチャー企業へのリスクマネーの供給増加が期待される。

⑦女性、若者/シニア起業家支援資金(財政投融資)

多様な事業者による新規事業の創出・育成を支援するため、 女性や35歳未満の若者、55歳以上の高齢者のうち、開業し て概ね7年以内の者を対象に、株式会社日本政策金融公庫(中 小企業事業・国民生活事業)が融資を行った。

⑧ベンチャー創造支援事業 (3億45百万円)

起業家や、大企業等で新事業開拓を担う社内起業家の候補等を、世界をリードするベンチャー企業を輩出するシリコンバレー等に派遣して、グローバル市場への進出や社会課題の解決といった事業目線の高い新事業を創出する人材の育成を図った。また、起業家やベンチャー支援人材、大企業等とのビジネスマッチングの開催や広範なネットワーク形成の場を提供するとともに、イノベーションの創出に大きく貢献したベンチャー企業を称える「日本ベンチャー大賞」の授与等を行い、新事業創出のための基盤形成を図った。

(3)新事業促進支援事業

中小企業による新事業活動の促進を図るため、「中小企業等経営強化法」、「地域産業資源活用促進法」、「農商工等連携促進法」に基づき、中小企業者が行う新商品、新サービスの開発や、それらの販路開拓の取組に対し、予算、融資等を活用した支援を実施した。

①ふるさと名物応援支援事業(13.5 億円の内数)

上記各法律に基づく計画の認定を受けた中小企業者が、当該 計画に従って行う試作品開発や販路開拓等に要する経費の一部 を補助した。

②新事業活動促進資金(財政投融資)

株式会社日本政策金融公庫が、事業計画の認定を受け、当該 事業を行う中小企業に対し、融資を実施した。

③中小企業信用保険法の特例

事業計画の認定を受け、当該事業を行う際の資金供給を円滑 化するために、信用保証協会において、中小企業信用保険法に 規定する普通保険、無担保保険及び特別小口保険等の特例による支援を実施した。

④商業・サービス競争力強化連携支援事業(130.0億円の内数)

中小企業等経営強化法に基づいて認定された異分野連携新事業分野開拓計画に従って行う中小企業・小規模事業者が、産学官連携して行う新しいサービスモデルの開発等を支援した。

(4) 中小企業の海外展開支援

国内での需要減少や国際競争の激化による産業構造の変化等に直面するなか、中小企業が成長するためには、アジア等の新興国をはじめとする成長著しい海外市場で新たな需要を獲得することが喫緊の課題となっているため、中小企業の本格的な海外展開に向け、資金面を含め総合的な支援策を講じていくこととした。

①中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業(23.9 億円 の内数)

中小企業の海外展開を支援するため、(独) 日本貿易振興機構および(独) 中小企業基盤整備機構が連携し、事業計画策定から輸出体制の構築、現地進出支援までを行った。加えて、進出後の課題や事業再編の対応まで一貫して、戦略的に支援した。

② JAPAN ブランド育成支援事業(13.5 億円の内数)

複数の中小企業が連携し、自らが持つ素材や技術等の強み等を踏まえた戦略を策定し、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外展示会への出展等に必要な取組に要する経費の一部を補助した。

③海外展開·事業再編資金(財政投融資)

経済の構造的変化に適応するために海外展開または海外展開事業の再編を行うことが経営上必要な中小企業の資金繰りを支援するため、株式会社日本政策金融公庫による融資を実施した。

④海外展開を担う人材育成の支援(41.7億円の内数)

· 新興市場開拓人材育成支援事業

開発途上国のリーダーとしての活躍が期待される産業人材に対し、日本企業が有する専門技術やノウハウ、経営管理手法等の習得に向けた日本への受入研修、専門家派遣による現地指導に対する支援をすることで我が国企業の海外進出や開発途上国の発展を促進するもの。具体的には、アジアをはじめとする開発途上国の産業技術者や経営管理者等の人材を対象に日本国内の企業の製造ライン等現場を活用した研修や、我が国からの専門家派遣による現地企業でのOJTを含む技術指導等に対する支援を行った。

・国際化促進インターンシップ事業

急拡大する新興国市場に対応できるグローバル人材を育成し、中小企業の国際展開等を促進するため、日本の若手人材を新興国の政府系機関、民間企業等に派遣し、日本企業で働くにあたって必要なビジネススキルを得た外国人材の育成・確保するため、外国人材のインターン受入を実施した。

⑤海外知的財産プロデューサーによる支援((独)工業所有権 情報・研修館運営費交付金の内数)(再掲 第2部第1章第 1節3.(6)参照)

3

- ⑥知的財産に関するワンストップ相談窓口「知財総合支援窓口」(再掲 第2部第1章第1節3.(6)①参照)
- ⑦中小企業等外国出願支援事業(再揭 第2部第1章第1節 3.(6)②参照)
- ⑧中小企業等海外侵害対策支援事業(再揭 第2部第1章第1 節3.(6)③参照)
- ⑨新輸出大国コンソーシアム(2016年度補正予算: 1001.3(億円)の内数)

商工会議所、商工会、地方自治体、金融機関、JETROなどの支援機関を結集するとともに、幅広い分野における473の専門家を確保(2018年3月16日時点)し、海外展開を図る中堅・中小企業に対して、事業計画の策定から販路開拓、現地での商談へのサポートに至るまで、総合的な支援をきめ細かに実施した。

3 中小企業のものづくり基盤技術強化

- (1) 戦略的基盤技術高度化支援事業(再揭 第2部 第1章第1節1.(4)②参照)
- (2) 中小企業·小規模事業者人材対策事業(16.7億円の内数)

中小企業・小規模事業者の人材の確保を支援することを目的に、地域特性に合わせ、各地の中小企業・小規模事業者が必要とする人材を地域内外から発掘、紹介、定着等、人材確保を支援した。また、製造現場の経験が豊富な人材や、IoTやロボットに知見を有する人材等のカイゼン指導者の育成・派遣(「スマートものづくり応援隊」として、2016年度は全国5か所に相談拠点を整備)、製造現場の中核人材への講習等を通じて、中小企

業・小規模事業者の生産性向上に資する人材育成支援を行った。

(3) 中小企業支援担当者向け研修((独) 中小企業基 盤整備機構交付金の内数)

中小企業大学校において、創業の意志を持つ者を支援するため、地方自治体の職員、商工会・商工会議所の経営指導員、中小企業診断士等の支援者を対象に、創業者のビジネスプランを評価するための着眼点及び考え方並びに創業・ベンチャー企業に対する支援施策及び支援のポイント等を内容とした「能力強化研修」、「小規模企業支援能力向上研修」及び「新規事業・新規創業支援の進め方研修」を実施した。

(4) 中小企業等経営強化法

中小企業等経営強化法に基づいて経営力向上計画を策定し認定された企業に対し、固定資産税の軽減措置(3年間1/2に軽減)や、日本政策金融公庫の融資制度(設備資金については基準金利から金利を0.9%引下げ)等、税制面や金融面での支援を講じた。また、固定資産税の軽減措置については、平成29年度税制改正にて、地域・業種を限定した上で、その対象を器具・備品と建物付属設備に拡充した。平成29年12月末時点において、44,602件を認定。

(5) 中小企業投資促進税制

機械装置等を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却 又は7%の税額控除(税額控除は資本金3,000万円超の法人 を除く)ができる措置。2017年度においても、引き続き措置 を講じた。

第3節 戦略分野(自動走行、ロボット等)での産業育成

1 戦略分野における基盤整備

(1) 次世代人工知能・ロボット中核技術開発(45.0 億円)

人工知能技術とロボット要素技術の融合を目指すため、次世代の人工知能・ロボット技術のうち中核的な技術の開発を産学官連携で実施した。あわせて、人工知能技術等について、国際競争力強化を図るため、(研)産業技術総合研究所において新たな研究体制の整備を行った。

(2)IoT推進のための横断的な技術開発事業(47.0億円)

データ収集、蓄積、解析、セキュリティの4つの技術領域において、将来のIoT社会の共通基盤技術となりうる先進的かつ分野横断的な技術の開発を産学官連携で実施。

(3) IoT推進のための事業環境整備に向けた実証事 業関連

工場・企業を超えたデータ共有・連携、国際標準獲得に向けたデータの仕様の統一に関する実証や、化学プラント等における事故予兆システムの実証を通じた規制システムの見直しの検討など、分野毎の事業環境整備に向けた実証を実施。

·IoTを活用した社会インフラ等の高度化推進事業(15.0億円) ·IoT推進のための事業環境整備に向けた実証事業関連(8.4億円)

(4) 企業保険者等が有する個人の健康・医療情報を 活用した行動変容促進事業(6.0億円)

糖尿病等の生活習慣病領域では、各個人の生活習慣や行動を効果的に変容させられるかが大きな課題。このため、IoT機器(ウェアラブル端末等)やその取得データを活用し、糖尿病等の予防・改善を図る実証研究を開始。行動変容を促すアプローチの方法や、その高度化に向けた基礎的なデータ解析手法等の開発を平成31年度まで実施。

(5) ロボット活用型市場化適用技術開発プロジェクト (17.5億円)

ものづくり分野とサービス分野において、これまで実現が困難であった組立工程における柔軟物把持等が可能となるロボット技術を開発。加えて、汎用的な作業・工程に使える小型汎用ロボット(プラットフォームロボット)の開発(ハードウェア・ソフトウェアの共通化)を実施。

(6) ロボット・ドローンが活躍する省エネルギー社 会の実現プロジェクト(33.0億円)

物流やインフラ点検等を効率化できるロボットやドローンの性能評価基準、運航管理システム、衝突回避技術等を福島県のロボットテストフィールド等を活用し開発。その成果を国際標準化につなげるとともに、世界の最新技術を日本に集め日本発のルールでロボットの開発競争を加速させる仕組みを構築。

(7) 高度な自動走行システムの社会実装に向けた研究開発・実証事業費(26.0億円)

運輸部門の省エネルギーの推進やドライバー不足等の社会課題の解決を図るため、複数台のトラックによる隊列走行等の高度な自動走行システムの世界に先駆けた社会実装に向けて、故障等に直面しても安全を確保するシステムの研究開発を進めるとともに、公道を含む実証事業等を通じて事業環境等を整備した。

(8)産業系サイバーセキュリティ推進事業(11.7億円)

重要インフラや我が国経済・社会の基盤を支える産業における、サイバー攻撃に対する防護力を強化するため、(独)情報処理推進機構(IPA)に設置する産業系サイバーセキュリティ推進センター(仮称)において、官民の共同によりサイバーセ

キュリティ対策の中核となる人材を育成。また、制御システム の安全検証等を実施。

(9) 研究開発税制(再掲 第2部第1章第1節1. (1)①参照)

2 サイバーセキュリティの強化

(1)産業系サイバーセキュリティ推進事業(再掲 第2部第3章第3節1.(8)参照)

(2)サイバーセキュリティ経済基盤構築事業(21.6億円)

(独) 情報処理推進機構 (IPA) サイバーレスキュー隊が、高度標的型サイバー攻撃を受けた企業等に対し、被害状況の把握や被害拡大を防ぐための初動対応支援(被害状況の把握や再発防止策策定)を実施。また、深刻なサイバー攻撃の温床となっている複数の国にまたがったサイバー攻撃基盤を駆除するため、標的型攻撃に関する情報を収集するとともに、各国のサイバー攻撃対応連絡調整窓口の間で情報を共有し、共同対処を行った。

(3) | T人材育成の戦略的推進

・独立行政法人情報処理推進機構運営費交付金(45.4億円の内数) 情報処理推進機構(IPA)において、ITを駆使してイノベーションを創出することのできる独創的なアイディア・技術を有する人材の発掘・育成/倫理面も含めたセキュリティ技術と最新ノウハウを、第一線の技術者から伝授する場である「セキュリティ・キャンプ」を通じた若手情報セキュリティ人材の育成・輩出/IT関連サービスの提供に必要とされる能力を指標化・体系化した「ITスキル標準」においてセキュリティ領域の整備・普及。

第4章

ものづくり基盤技術に係る学習の振興に関する事項

第1節 学校教育におけるものづくり教育の充実

1 初等中等教育において講じた施策

(1) スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール (173百万円の内数)

社会の変化や産業の動向等に対応した、高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的な卓越した取組を行う専門高校をスーパー・プロフェッショナル・ハイスクール(SPH)として指定し、その取組を支援した。

(2)全国産業教育フェアの開催(23百万円)

全国の専門高校等の生徒の学習成果を総合的に発表する場を 提供し、学習意欲等を高めるとともに、産業界、教育界を始め、 国民一般に広く産業教育への理解を深めてもらうため、専門高 校等の生徒の研究発表や作品展示、ロボット競技大会等を行う 「全国産業教育フェア」を 2017 年 10 月 21 日~ 10 月 22 日(2日間)に秋田県において開催した。

第

(3) 教員研修の実施((独) 教職員支援機構の運営費 交付金の内数)

産業教育担当教員等を対象とする教員研修を実施した。

(4) 産業教育施設・設備の整備

公立高等学校における産業教育施設整備については、学校施 設環境改善交付金の対象事業とした。

なお、私立高等学校における産業教育のための実験実習については、必要な施設・設備の整備に係る経費の一部を学校法人に対して補助した。

(5) スーパーサイエンスハイスクール(国立研究開発 法人科学技術振興機構運営費交付金の内数等)

生徒の科学的能力や科学的思考力等を培い、将来の国際的な科学技術関係人材を育成するために、先進的な理数系教育を実施する高等学校等をスーパーサイエンスハイスクール(SSH)として指定し、その取組を支援した。

(6)理数教育充実のための総合的な支援(19億91百万円)

理科教育における観察・実験や指導の充実に向けた指導体制を整えるための理科観察・実験アシスタントの配置の支援や、「理科教育振興法」(昭和 28 年法律第 186 号)に基づき、観察・実験に係る実験用機器をはじめとした理科、算数・数学教育に使用する設備の計画的な整備を進めている。

(7) 知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発 事業((独) 工業所有権情報・研修館運営費交付 金の内数)

ものづくりや知的財産権の取得に必要な活動の体験などを通じて、専門高校及び高等専門学校の生徒・学生が「知的財産に関する創造力・実践力・活用力」を育む取組に対する支援を行った。

2 専修学校教育において講じた施策

(1) 専修学校による地域産業中核的人材養成事業(16億 83百万円)

専修学校等をはじめとした教育機関が産業界等と協働して、 地域や産業界の人材ニーズに対応した、社会人等が学びやすい 教育プログラムの開発・実証を行う取組を実施した。

(2) 「職業実践専門課程」の認定

2014 年度から、企業等との密接な連携を通じ、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専修学校の専門課程を文部科学大臣が認定する「職業実践専門課程」制度を実施(認定学校数:954 校、認定学科数:2,885 学科(2018年2月27日現在))。

3 高等専門学校において講じた施策

産業界のニーズに応え実践的・創造的な技術者を養成している国立高等専門学校について、教育活動を支える基盤的な経費の充実を図るとともに、社会経済の変化に対応し、高専教育の充実・高度化に資する取組について、重点的に配分をした。

4 大学教育において講じた施策

(1) 成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成(enPiT)(8億60百万円)

大学・高専における情報技術人材の育成機能を強化するため、産学協働の実践教育ネットワークの形成により、課題解決型学習(PBL)等の実践的な教育の一層の充実を図るとともに、新たに社会人学び直しのための体系的教育プログラムの開発を推進する。具体的には、複数の大学・高専と産業界による全国的なネットワークを形成し、学部3~4年生を主な対象として、実際の課題に基づく課題解決型学習等の実践的な教育を推進した。(学部教育における実践的情報教育を推進する大学改革の取組を支援する。)大学が有する最新の研究の知見に基づき、社会人を主な対象とした情報技術分野を中心とする体系的で高度な短期の実践教育プログラム(演習・理論等)を、産業界・複数大学の協働により開発・実施した。

(2) 職業実践力育成プログラム(BP)

社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目指し、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」(BP)として文部科学大臣が認定する制度を実施。

(3) 博士課程教育リーディングプログラム(150億円)

俯瞰力と独創力を備え、広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成するため、国内外の第一級の教員・学生を結集し、産学官の参画を得つつ、専門分野の枠を超えて博士課程前期・後期一貫した学位プログラムを構築・展開する大学院教育の抜本的改革を支援する取組を実施した。

(4)卓越大学院プログラム

各大学が自身の強みを核に、これまでの大学院改革の成果を生かし、国内外の大学・研究機関・民間企業等と組織的な連携を行いつつ、世界最高水準の教育力・研究力を結集した5年一貫の博士課程学位プログラムを構築することで、あらゆるセクターを牽引する卓越した博士人材を育成するとともに、人材育成・交流及び新たな共同研究の創出が持続的に展開される卓越した拠点を形成する取組を推進する。

(5) 専門職大学・専門職短期大学制度の創設

産業構造の急速な転換等を踏まえ、これからの社会で求めら

れる実践的かつ創造的な専門職業人材を育成するため、学校教育法の一部改正により、大学制度の中に位置づけられ、専門職

業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度が創設された。

第2節 ものづくりに係る生涯学習の振興

1 一般市民や若年層に対する普及啓発

(1)日本科学未来館での取組(国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数)

科学的な「モノの見方」を親子で体験する無料スペース「"おや?"っこひろば」では、科学コミュニケーターが親と子の間で「やってみる」「実験する」をサポートしながら、実際に手を動かす事で実験やものづくりを体験し、親子で一緒に科学的思考を実践する取組を行った。2017年度は、これまで日本科学未来館で開発・実施してきた「ロボット頭脳系」等の実験教室のノウハウを生かし、ワークショップ「自動運転で動く車のしくみ」を開発・実施した。初回のみ日本科学未来館がサポートを行い、その後は各地の科学館が継続して実施できるような形にすることで、普及展開にも取り組んだ。ものづくりの体験を通し、論理的に物事を考える力を育てるとともに、自動運転に関する技術を学び自動運転のある未来を考える取り組みを行っている。

(2)「子どもゆめ基金」事業による科学体験活動等への支援

(独) 国立青少年教育振興機構では、「子どもゆめ基金」事業により、民間団体が行う子供の自然体験活動や科学体験活動などの様々な体験活動等に対して助成を行っている。2017年度は、6,170件の応募に対し、4,357件を採択した(参照:http://yumekikin.niye.go.jp/)。

(3)(独)国立科学博物館における講座・教室等

①国立科学博物館の活動

国立科学博物館では、自然史や科学技術史に関する調査研究

と標本資料の収集・保管を行い、人々のものづくりへの関心を 高める展示・学習支援活動を実施している。2017年度に開催 した特別展「古代アンデス文明展」では、先史時代から 16世紀までの約1万5000年間に栄えた、アンデス文明を代表する9つの文化を取り上げ、古代遺物や黄金の仮面、ミイラなどを展示するとともに講演会を開催し、いくつもの文化が連なり、影響を与え合う中で育まれた高度な技術や自然環境に適応した独自の生活様式などを学ぶ機会を提供した。このほか、青少年から成人までの幅広い世代に自然や科学の面白さを伝える学習支援活動を、利用者の特性に応じて実施している。

②「夏休みサイエンススクエア」

国立科学博物館では、子供たちの夏休みに「夏休みサイエンススクエア」を実施した。館内で学習支援活動等を行うかはくボランティアのほか、高等専門学校、大学等外部団体の協力を得て、実験や観察、工作などの参加型の企画を多数開催し、子供たちが科学を身近に感じられる場を提供した。

(4) 文化財の保存技術の保護(3億83百万円)

選定保存技術の保持者・保存団体が行う伝承者養成や技術の 錬磨等に対して補助を行うとともに、支援が必要な文化財の保 存技術を対象として保存団体等が行う伝承者養成等に補助を 行った。また、選定保存技術の公開事業を行った。

2 技術者に対する生涯学習の支援

(1)研究人材キャリア情報活用支援事業(国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数)

技術者の継続的な能力向上に資するため、能力開発や再教育のためのeラーニング教材をポータルサイト上で提供している。

第5章

その他ものづくり基盤技術の振興に関し必要な事項

第1節 国際協力

1 技能評価システム移転促進事業(1億円)

東南アジア諸国連合 (ASEAN) を中心とした開発途上国に対し、我が国がこれまで国及び民間の双方において培ってきた

技能評価システムのノウハウの移転を進めた。

具体的には、旋盤、フライス盤等の機械系職種、電子機器組み立て、情報配線施工等の電気系職種を中心として、技能検定に必要とされる試験基準の作成や試験の採点に関する研修、ま

第

た、現地国におけるトライアル検定の実施等により、日本式の 技能検定に関するノウハウを移転した。

さらに、我が国及び現地国政府機関、企業等で構成する官民 合同委員会を開催し、現地国制度への日本式技能評価システム の導入促進を図るとともに、事業の実施状況の確認、今後の取 組等について議論し、事業の継続的な改善を図った。

2 開発途上国における在職職業訓練指導員の 能力向上事業 (8百万円)

開発途上国の職業訓練の整備による高度な技能労働者の育成 に資するため、開発途上国において在職している職業訓練指導 員を我が国の専門的教育訓練施設に受入れ、高度で専門的な技 能や指導技法等訓練指導に必要な能力を付与した。

2017年度は、インドネシア1人、スリランカ1人に対して、日本における最新の職業訓練基準に基づく職業訓練計画の策定方法及びキャリアコンサルティング技法等、職業訓練指導員としての能力向上を図る研修実施をそれぞれ行った。

3 アジア 太平洋地域技能就業能力計画に対する協力 (12百万円)

国際労働機関(ILO)に拠出金を拠出することにより、ILOの地域プログラムであるアジア太平洋地域技能就業能力計画を通じて、「グリーンジョブのための技能」をテーマとして、政労使による地域の技能開発に関するワークショップ等の開催を支援した。

4 JICA事業への協力等政府間の技術協力

外務省及び独立行政法人国際協力機構(JICA)と連携し、 開発途上国の人づくりを支援するため、我が国の経済社会の発展を支えてきた人材養成に係るノウハウを活用した。また、開発途上国における職業能力開発関係施設の整備・運営等に関する助言、職業能力開発分野の専門家の派遣、職業能力開発分野の研修員の受入に対する協力等を行った。

5 外国人技能実習制度(4億16百万円)

外国人技能実習制度は、技能移転を通じた開発途上国への国際協力を目的に、1993年に創設されたものである。2017年における技能実習2号への移行者数の最も多い職種は食品製造関係であり、続いて、機械・金属関係、建設関係となっている。

さらに、外国人の技能実習における技能等の適正な修得等の確保及び技能実習生の保護を図るため、管理監督体制の強化や制度の拡充などを内容とする「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が2017年11月1日に施行された。制度の適正な実施のため、新法施行に先立ち設立された外国人技能実習機構において、監理団体及び実習実施者に対する実地検査、技能実習生に対する母国語相談等を実施している。

第2節 ものづくり日本大賞

第7回ものづくり日本大賞の実施 <経産省、文科省、厚労省、(国交省)>

ものづくり日本大賞は、製造・生産現場の中核を担っている中核人材や伝統的・文化的な「技」を支えてきた熟練人材、今後を担う若年人材など、「ものづくり」に携わっている各世代の人材のうち、特に優秀と認められる人材を顕彰するもの。経済産業省、国土交通省、厚生労働省、文部科学省が連携して2005年度より隔年開催しており、2017年度で7回目の開催を迎えた。

2017年度においては、全国9地域に設置する地方分科会において第一次審査を、経済産業省が設置するものづくり日本大賞選考有識者会議において第二次審査を行い、受賞者の選定を行った結果、関係省庁の案件も合わせ、24件71名の内閣総理大臣賞受賞者を決定した(2018年1月)。あわせて、経済産業省では、経済産業大臣賞、特別賞、優秀賞の計51件244名、3団体の受賞者を決定した。

第6章

東日本大震災に係るものづくり基盤技術振興対策

第1節 資金繰り対策

1 震災からの再建・再生に向けた資金繰り支援

(1) 被災中小企業への資金繰り支援(政策金融) 東日本大震災より被害を受けた中小企業・小規模事業者への 資金繰り支援として、株式会社日本政策金融公庫・株式会社商 工組合中央金庫において、「東日本大震災復興特別貸付」を引 き続き実施した。

また、原発事故に係る警戒区域等の公示の際に当該区域内に

事業所を有していた中小企業者等や、地震・津波により事業所 等が全壊・流失した中小企業者等に対しては、県の財団法人等 を通じ、貸付金利を実質無利子化する措置を引き続き実施した。

(2)被災中小企業への資金繰り支援(信用保証)

東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者を 対象に、既存の一般保証や災害関係保証、セーフティネット保 証とは別枠の新たな保証制度である「東日本大震災復興緊急保 証」を引き続き実施した。

(3) 二重債務問題対策

平成23年度に東日本大震災の被災各県の中小企業再生支援協議会の体制を拡充する形で設置した、総合相談窓口である「産業復興相談センター」と、債権買取等を行う「産業復興機構」による中小事業者等の事業再生支援を引き続き実施した。

また、2011年11月21日に株式会社東日本大震災事業者 再生支援機構法(平成23年法律第113号)が成立し、同法 に基づき設立された「(株)東日本大震災事業者再生支援機構」 においても金融機関等が有する債権の買取等を通じた支援を 行っている。なお、平成30年2月に法改正が行われ、震災支 援機構の支援決定期間は約3年間(平成33年3月31日まで) 延長されている。

第2節 工場等の復旧への支援

1 仮設工場、仮設店舗等整備事業等(総額361億円)

東日本大震災により甚大な被害を受けた被災中小企業等が早期に事業を再開するための支援として、(独)中小企業基盤整備機構が仮設工場、仮設店舗等を整備し、市町村を通じて原則無償で貸し出す事業を実施した。これまで、6県52市町村において、589か所が竣工している(2017年2月末時点)。また、2014年度から仮設施設の有効活用等を行う被災市町村に対する助成支援を開始。これまでに29箇所の仮設施設の解体・撤去や移設に要する経費を助成している(2017年2月末時点)。

2 中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金 (290億円)

東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進するため、①複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計

画を作成し、地域経済や雇用維持に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、国が1/2、県が1/4の補助、②商工会等の中小企業者のための指導・相談施設等の災害復旧事業にかかる費用に対して、国が1/2の補助、を実施し、被災された中小企業等のグループなどの施設の復旧等に対する支援を行った。

3 復旧・復興のための支援専門家派遣

(独)中小企業基盤整備機構が福島県(福島市)、宮城県(仙台市)、岩手県(盛岡市)に設置している中小企業復興支援センターにて、中小企業の相談対応や被災した中小企業、自治体及び支援機関(各種経済団体)に対して、専門家を無料で派遣する等の事業を実施した(災害復興アドバイス等支援事業)。

第3節 職業能力の開発及び向上

1 人材開発支援助成金の特例措置の実施 (2億2百万円) 【一部再掲】

東日本大震災復興対策の特例措置として、被災地の事業主が 一般型訓練及び認定実習併用職業訓練を行う場合については、 助成率の引上げ等を引き続き実施した。

第4節 原子力災害からの復興支援

1 福島県における医療関連拠点整備

福島県における地域産業の活性化につなげる取組として、県内医療機関による国際的先端医療機器の開発・実証や福島県立 医科大学を中心とした創薬拠点の整備等を行う事業について、 原子力災害等からの復興等のために設置された福島県原子力災 害等復興基金を通じて支援している。

また、大型動物を用いた安全性評価や薬機法の許認可等に関するコンサルティング等の機能、企業や医療機関が活用できるトレーニングセンター設備を備えた拠点「ふくしま医療機器開発支援センター」を整備する事業について、同基金を通じて支援している。

第7章

熊本地震に係るものづくり基盤技術振興対策

第1節 資金繰り対策

1 震災からの再建・再生に向けた資金繰り支援

熊本地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者に対して、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫

による「平成 28 年熊本地震特別貸付」や、信用保証協会による通常とは別枠での 100%保証である「セーフティネット保証 4号」などの資金繰り支援を引き続き実施した。

第2節 工場等の復旧への支援

1 中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金 (46億89百万円)

熊本地震に係る被災地域の復旧及び復興を促進するため、複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、地域経済や雇用維持に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、国が1/2、県が1/4の補助を実施し、被災した中小企業等のグループの施設の復旧等に対して支援を行った。

第8章

ものづくり分野に関係する主な表彰等制度

ものづくりの基盤技術の振興とともに、我が国のものづくり 産業の発展に資する取組を行った企業又は個人に対する主な表 彰等制度を概観する。

表彰制度名	表彰対象・概要	担当省庁	交付賞	頻度等
ものづくり日本大賞	我が国産業・文化を支えてきた「ものづくり」	経済産業省	内閣総理大臣賞	【一般公募】
	を継承・発展させるため、ものづくりを支え	製造産業局	(経済産業省は新規募	<隔年>
	る人材の意欲を高め、その存在を広く社会に	ものづくり政策	集·選定、厚生労働省·	次回公募:
	知られるようにすることを目的に、製造・生	審議室	文部科学省・国土交通	2018 年秋頃
	産現場の中核を担っている中堅人材や、伝統		省は既存表彰事業から	
	的・文化的な「技」を支えてきた熟練人材、		選定する形で4省上申)	
	今後を担う若年人材など、「ものづくり」に		経済産業大臣賞	
	携わっている各世代の人材のうち、特に優秀		文部科学大臣賞	
	と認められる人材を表彰。			
日本ベンチャー大賞	起業を志す人々や社会に対し、積極的に挑戦	経済産業省	内閣総理大臣賞	【一般公募】
	することの重要性や起業家一般の社会的な評	経済産業政策局	経済産業大臣賞	<毎年>
	価を浸透させ、社会全体の起業に対する意識	新規産業室	農林水産大臣賞	次回公募:
	の高揚を図ることを目的に、若者や起業家の			2018年夏~秋頃
	ロールモデルとなるインパクトのある新事業			
	を創出したベンチャー企業を表彰。			
工業標準化事業表彰	高度な標準策定能力を有し、標準化を企業戦	経済産業省	内閣総理大臣賞	【一般公募】
	略に生かせる人材の育成の強化を図ることを	産業技術環境局	経済産業大臣賞	<毎年>
	目的に、国際機関における国際標準策定や、	基準認証政策課		次回公募:
	国内規格(JIS)策定といった標準化活動に			2018年5月頃
	優れた功績を有する方、組織を表彰。			
ロボット大賞	ロボット技術の開発と事業化を促進し、技術	経済産業省	経済産業大臣賞	【一般公募】
	革新と用途拡大を加速する、社会に役立つ口	製造産業局	総務大臣賞	<隔年>
	ボットに対する国民の認知度を高め、ロボッ	産業機械課	文部科学大臣賞	次回公募:
	トの需要を喚起することとなどを目的に、将	ロボット政策室	厚生労働大臣賞	2018 年春頃
	来の市場創出への貢献度や期待度が高いと考		農林水産大臣賞	
	えられるロボット・システム並びにロボット		国土交通大臣賞	
	に関連するビジネス・社会実装、要素技術、			
	研究開発及び人材育成を表彰。			
製品安全対策	事業者の製品安全に対する意識の向上や、企	経済産業省	経済産業大臣賞	【一般公募】
優良企業表彰	業の枠を越えて、製品安全という重要な価値	産業保安グルー		<毎年>
	を共有する「製品安全文化」の定着を図り、	プ製品安全課		次回公募:
	社会全体で製品の安全が守られる社会の実現			2018 年春頃予定
	を目的として、製品安全の確保に向け積極的			
	に取り組んでいる製造事業者・輸入事業者・			
	小売事業者等のうち、特に優れていると認め			
	られ他の事業者の模範となるような企業・団			
	体を表彰。			

表彰制度名	表彰対象・概要	担当省庁	交付賞	頻度等
知財功労賞	知的財産権制度の発展及び普及・啓発に貢献	経済産業省	経済産業大臣賞	【知財関係団体等
	のあった個人、また、同制度を有効に活用し	特許庁		からの推薦】
ı	円滑な運営・発展に貢献のあった企業等に対	総務部秘書課		<毎年>
	して表彰。	総務部企画調査		次回:
		課		2018 年秋頃
はばたく中小企業・	中小企業・小規模事業者において、革新的な	経済産業省	_	【中小企業関係団
小規模事業者 300 社	製品開発・サービス創造や地域経済の活性化	中小企業庁		体等からの推薦】
	や国際競争力の強化への取組が加速されるこ	技術・経営革新		<毎年>
	とを目的に、革新的な製品開発、サービスの創	課		次回:2018年春
	造等により、地域経済の活性化、海外での積			頃公表 (予定)
	極的な販路展開等、様々な分野で活躍してい			
	る中小企業・小規模事業者300社を選定、公表。			
新・ダイバーシティ	ダイバーシティ推進を経営成果に結びつけて	経済産業省	経済産業大臣賞	【一般公募】
経営企業 100 選	いる企業の先進的な取組を広く紹介し、取り	経済産業政策局		<毎年>
	組む企業のすそ野拡大を目的に、「ダイバー	経済社会政策室		次回公募:
	シティ経営」(多様な人材を活かし、その能			2018年7~9月頃
	力が最大限発揮できる機会を提供すること			
	で、イノベーションを生み出し、価値創造に			
	つなげている経営)に優れた企業を表彰。			
卓越した技能者	広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させて	厚生労働省	厚生労働大臣賞	【都道府県等から
(現代の名工)の表彰	技能者の地位及び技能水準の向上を図るとと	人材開発統括官		の推薦】
制度	もに、青少年がその適正に応じ、誇り希望を	付能力評価担当		<毎年>
	持って技能労働者となり、その職業に精進す	参事官室		推薦受付期間:
	る気運を高めることを目的として卓越した技			2月~3月
	能者を表彰。			
職業能力開発関係	認定職業訓練や技能検定または技能振興の推	厚生労働省	厚生労働大臣賞	【都道府県等から
厚生労働大臣表彰	進、技能水準の向上または技能労働者の処	人材開発統括官		の推薦】
	遇・地位の向上に資するとともに、職業能力	付能力評価担当		<毎年>
	開発促進法の周知徹底を図ることを目的に、	参事官室		推薦受付期間:
	認定職業訓練関係・技能検定関係・技能振興			8月上旬まで
	関係の優良事業所、団体および功労者を表彰。			
若年者ものづくり競技	職業能力開発施設、認定職業訓練施設、工業	厚生労働省	厚生労働大臣賞	<毎年>
大会	高校等において技能を習得中の原則 20 歳以	人材開発統括官		開催時期:毎年夏頃
	下の若者に対して技能レベルを競う場を提供	付能力評価担当		
	することにより、これら若者に目標を付与	参事官室		
	し、技能を向上させることにより就業促進を			
	図り、併せて若年技能者の裾野の拡大を図る			
	ことを目的として開催。その各競技職種の金			
	賞に輝いた入賞者を表彰。			
技能五輪全国大会	国内の原則 23 歳以下である青年技能者の技	厚生労働省	厚生労働大臣賞	<毎年>
	能レベルを競うことにより、青年技能者に努	人材開発統括官		開催時期:毎年秋頃
	 カ目標を与えるとともに、技能に身近に触れ	付能力評価担当		
	 る機会を提供するなど、広く国民一般に対	参事官室		
	 して技能の重要性、必要性をアピールし、技			
	 能尊重気運の醸成を図ることを目的として開			

表彰制度名	表彰対象・概要	担当省庁	交付賞	頻度等
障害者技能競技大会	障害者の職業能力の開発を促進し、技能労働	厚生労働省	厚生労働省 厚生労働大臣賞	
(アビリンピック)	者としての自信と誇りを持って社会に参加す	人材開発統括官		を除き毎年秋頃>
	るとともに、広く障害者に対する社会の理解	付特別支援室		
	と認識を高め、その雇用の促進と地位の向上			
	を図ることを目的に、アビリンピックの愛称			
	の下、障害者の技能を競う全国大会を実施。			
	その金賞受賞者を表彰。			
技能グランプリ	技能グランプリは、技能士の技能の一層の向	厚生労働省	内閣総理大臣賞	<隔年>
	上を図ることを目的として、各都道府県から		厚生労働大臣賞	開催時期:年度末頃
	選抜(年齢制限はなし)された特に優れた技	付能力評価担当		(次回は2019年
	能を有する1級技能士等(単一等級含む)	参事官室		3月)
	が参加する技能競技大会。各競技職種の優勝			
	者のうち、特に顕著な成績を収めた者に対し			
	て、内閣総理大臣賞が授与される。内閣総理			
	大臣賞受賞者以外の優勝者及び最優秀選手団			
	に対して、厚生労働大臣賞が授与される。			
職業能力開発論文	職業能力開発関係者の意識の啓発を図り、職	厚生労働省	厚生労働大臣賞	【一般公募】
コンクール	業能力開発の推進と向上に資することを目的	人材開発統括官		<隔年>
	として、職業能力開発に携わる方等によって	付訓練企画室		次回公募:
	執筆された職業能力開発の実践等に係る論文			2019年5月~
	のうち、優秀な論文を選定。その優れた論文			7月末頃
	を表彰。			
職業訓練教材	職業訓練指導員の技術水準の向上を図り、	厚生労働省	厚生労働大臣賞	【一般公募】
コンクール	もって職業訓練の推進とその向上に資するこ	人材開発統括官		<隔年>
	とを目的として、公共職業訓練又は認定職業	付訓練企画室		2018年5月~
	訓練等において、訓練を担当する職業訓練指			7月末まで募集
	導員等が開発した教材のうち、その使用によ			
	り訓練の実施効果が上がり、創意工夫にあふ			
	れ、広く関係者に普及するに足る優れたもの			
	を選定。その優れた作品を表彰。			
キャリア教育優良教	キャリア教育の充実発展に尽力し、顕著な功	文部科学省	文部科学大臣賞	【各都道府県・指
育委員会、学校及び	績が認められる教育委員会、学校及び PTA	初等中等教育局		定都市教育委員会
PTA 団体等文部科学	団体等を各都道府県や政令指定都市教育委員	児童生徒課		からの推薦】
大臣表彰	会からの推薦に基づき、表彰。			<毎年>
				次回募集:
				2018年夏頃
全国高等学校ロボット	全国の専門高校等で学ぶ生徒が、仲間と協力	文部科学省	優勝:文部科学大臣賞	【一般公募】
競技大会	しながら新鮮な発想で工夫を凝らし、創造力	初等中等教育局	技術奨励賞:経済産業	<毎年>
	を発揮してロボットを製作する過程を通し	児童生徒課産業	大臣賞	次回実施:
	て、ものづくりの技術・技能を習得し、次世	教育振興室		2018年10月
	代を担う技術者としての資質を向上させるこ			
	とを目的として毎年開催されている競技大			
	会。その優勝チームを表彰。			
		l .	l	

表彰制度名	表彰対象・概要	担当省庁	交付賞	頻度等
サイエンス・インカレ	学生の研究意欲を高めるとともに、課題設	文部科学省	文部科学大臣表彰	【一般公募】
	定・探究能力、独創性プレゼンテーション能	科学技術·学術		<毎年>
	力などを備えた創造性豊かな科学技術人材の	政策局		次回公募:
	育成を目的として、全国の自然科学系分野を	人材政策課		2018年夏頃
	学ぶ大学学部生等が自主研究の発表を行う。			
	その優秀な発表者を表彰。			